

社会科地理的分野の特性をいかした 中学校道徳教育のプログラムと教材開発

(総合的道徳教育プログラム報告書)

2010年3月



竹富島郵便局



西陣機屋



久米島紬



芭蕉布
糸繰り



イタリア文化会館



東京海上
ビル

はじめに

ベルリンの壁と崩壊に象徴される東西冷戦時代の終結、そしてフォーディズムの終焉は、世界を人間・地域・環境が共生する新たな経済・社会システムへ転換するのではないかという期待を抱かせた。しかしながら、グローバル経済の進展と経済不況は、以前にも増して「競争の原理」が強く働き、世界は階層間・地域間格差を拡大させる様相にある。世界は今、将来の生活に不安を感じる人々が増大し、不安定化している。未来の世界を担う教育の世界をみても、不登校・いじめ・学級崩壊、モンスターペアレンツの出現、教員の教職離脱など、多様な問題が多発化している。これらは個の心の問題もあるが、人間関係形成の前提である社会的価値の共有と信頼を失わせるような社会的枠組みの変化に起因している。

21世紀は、多様な価値観を持つ人々との共生と協働の枠組みによる社会の構築が求められているが、現実の社会に対する不安がそれを拒絶し、新たな世界の展望を描けずにいる。人文・社会科学は、人々の社会的不安を将来の経済社会のあり方を示すことによって解消する役割を負い、地理学・地理教育もまた同様な責務を負っている。

地理学は、自然環境・風土を基盤として展開する人間活動の場としての地域が、歴史・経済・社会・文化などの要素にいかに関係をもちつつ機能してきたのかを解明してきた。とくに地域生活とそれを規定する地域構成要素との関係は最も興味深い対象であり、厚い研究蓄積がある。地域の人々はきわめて多様な希望をもち、時には希望の間で対立があり、地域はそれを調整し、さらに新たな地域を創造する枠組みを提示してきた。地域の人々は地域の創造に関わる権利があり、義務がある。地理学は地域生活の調整のための多様な枠組みを提示し、地域創造のための素材を提供する役割がある。

本プロジェクトは、地理学研究の成果、いわゆる地理学の見方・考え方を活用し、中学校・道徳教育のプログラムと教材の開発を目的としている。

中学校社会科の目標は、「公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」ことにあり、具体的には、「自由・権利と責任・義務との関係を正しく認識し、権利・義務の主体者として公正に判断しようとする態度や能力」を養うことが示されている(中学校学習指導要領解説編, 2008)。中学校社会科は、人間の生き方に関する普遍的価値、あるいは個と地域・国家・世界とのかかわりに関する内容が包含され、今回のプロジェクトの対象である道徳教育の目標と重なり合っている。学習指導要領に示された「道徳」の学習内容のうち、「他の人とのかかわりに関すること」あるいは「集団や社会とのかかわりに関すること」に関して、中学校地理的分野における広義の地域学習における目標とも合致し、そこに地理学の成果を活用することが十分可能である。

しかし、中学校地理的分野における地域学習の範囲はきわめて広く、プロジェクトとして取り上げる題材の厳選が必要であった。そこで今年度は、新たな学習指導要領において強化された「伝統と文化」を尊重し、「国と郷土」への認識を深め、「個性豊かな文化の創造」者として主体的に参画する生徒の育成という目標を達成するために3つの学習プログラムと教材開発に力点をおくことにした。第1は、地域の文化と伝統を基盤として存続してきた伝統産業や地場産業を対象に、それらを支えてきた人々の生活、産業集団としての技術継承、経済変動への対応などの実態を通して、伝統産業と地域社会の持続的発展を支える社会的枠組みの重要性を再認識できる学習プログラムと教材である。第2は、地域の「景観」をめぐる問題である。近年の「景

観」をめぐる多様な論争が生じているが、その背景となっている自然環境、地域社会、景観に対する人々の想いを素材に、地域の創造に主体的に取り組む態度を養うための地理学習プログラムである。第3は、「身近な環境問題」としてのキャンパス内自転車問題を対象に、個の行動体系と社会的ルールとの関係を考える地理学習プログラムである。いずれにしても地域の中で生きる人々の生活と地域的枠組みとの関係を考える素材である。今年度は社会科地理的分野の地域学習を通じた道徳的内容の素材を提供し、具体的な教育実践に関するプログラムと教材化は来年度以降の課題としている。

ここで簡単に本プロジェクト構成員の道徳教育に対する立場を明らかにしておくことにする。

社会の変革とそこで生活を営む人々の意識変化の中で道徳教育の必要性が強調されている。しかし、道徳教育はある特定の目標に向けた規範やあるべき態度を強制したり、強要したりするものではない。われわれは道徳教育の基本的目標を「人間としての普遍的価値を共有し、社会の構成員として主体的・創造的に思考し、行動する態度を養う教育」と考えている。地理学的立場からは、地域の自然環境・伝統・文化を基盤としながら、新たな地域を創造する主体者としての役割を担う人材の養成ということが出来る。地理学および地理教育は「自ら生きる地域のあり方を考え、行動する」ためのものである。

(文責 プロジェクト代表：上野和彦)



沖縄：シーサー 久米島
2009.3 撮影

I 社会科地理的分野と道徳教育

1. 学習指導要領にみる社会科と道徳の関連

1-1 社会科の目標と道徳とのかかわり

中学校社会科の目標は、「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公的資質の基礎を養う」ことにあり、具体的には、「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者としての自覚をもち、自由・権利と責任・義務との関係を正しく認識し、権利・義務の主体者として公正に判断しようとする態度や能力」を養うことが示されている（中学校学習指導要領解説社会編，p.127）。

一方、道徳教育は、「伝統と文化を尊重し、それらをはくぐんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造をはかるとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標」としている（中学校学習指導要領「総則」教育課程編成の一般方針）。

これは、2006年に改正された教育基本法の第二条の五「伝統と文化を尊重し、それらをはくぐんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と同じである。どちらも、時として対立することもあり得る、国民国家的な愛国心や郷土愛と、普遍的な価値である「民主主義」や「平和」が、「とともに」という接続詞によって、同列に並んでいる¹⁾。

中学校社会科には、人権・民主主義・平和という人間の生き方に関する普遍的価値、あるいは個と地域・国家・世界とのかかわりに関する内容が包含され、公

民的資質の基礎を養うことは、道徳教育の目標にもつながり、「他の人とのかかわりに関する内容」あるいは「集団や社会とのかかわりに関する内容」などと密接なかかわりをもつものである。

かかわりは深いのは確かであるが、社会科には社会科固有の目的があることを忘れてはならない。社会科では「国土と歴史に対する理解」を深める点が重要である。国とはなにか、郷土とはなにか、それは地理的、歴史的にどう変わってきたのかを学ぶことである。「我が国」は、社会的歴史的につくられてきた産物なのである。

そして、社会科の学習指導要領解説で述べられているように、愛情は、「正しい」理解を深めさせれば、必ずはぐくまれるものではない。愛情を持つかどうかは子どもたち各自の問題である。「伝統と文化」についても、伝統とは何なのか、文化とは何なのか、その生成と発展について学ぶことが重要である。伝統も文化も社会的歴史的な産物である。そのうえで、これからも継承していくべきか、またはしないべきかは子どもたち各自が考えていくべき問題である。それこそが社会科で学ぶべき対象であり、「伝統」だからと無自覚に尊重し、「国や郷土」を単に愛せよというだけでは社会科を学ぶ意味はないであろう。

教育基本法、学校教育法、学習指導要領は、「日本人の育成」を目的としたものである。しかし、国際化が進み、同じ教室のなかに、机を並べている日本国籍を持たない子どもたちがいる。これが「我が国」の現状である。この子どもたちの教育はどうするのかという問題もある。現在議論されている外国人参政権の問題などとともに考えていくのも社会科の課題である。

1-2 社会科地理的分野と道徳とのかかわり

社会科地理的分野で重視されている学習に「身近な地域の学習」があるが、身近な地域の調査の目標は、「身

近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の基礎を身に付けさせる」(中学校学習指導要領解説社会編)となっている。身近な地域の調査の学習を進める中で、調査や発表などの技能を身につけさせるとともに、改正された教育基本法や学校教育法で明記された、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」ことを受けて、「地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度」という社会参画の視点が重視されている(中学校学習指導要領解説社会編 p.58)。

この社会参画への意欲や態度を身に付けることは道徳教育でも重視されている。道徳の解説では、「地域社会は家庭や学校とともに大切な生活の場であり、生徒にとって、家庭、学校だけでなく、地域社会の一員としての自覚を深めることが大切である。地域の人々との人間関係を問い直したり、職場体験活動やボランティア活動などの体験活動を生かしたりするなどして、社会形成に主体的に参画しようとする意欲や態度を身に付けていくことが大切である(中学校学習指導要領解説道徳編)」と述べられている。

また、「指導に当たっては、多くの地域で、郷土意識や地域社会に対する連帯感が薄くなっており、こうした傾向が強まっている事実を考慮し、地域の人々との人間関係を問い直したり、地域社会の実態を把握させたりして、郷土に対する認識を深め、郷土を愛しその発展に努めるよう指導していく必要がある。」と地域社会の実態の把握を通して、郷土に対する認識を深めたり、その発展に努めるよう指導していくという、身近な地域の学習と重なるような部分もある。そのうえに、「地域社会に尽くし、自己の人生を大切に生きてきた先人や高齢者への尊敬と感謝の気持ちをはぐくむ」という心情的な面での指導の工夫も書かれている(中学校学習指導要領解説道徳編)。

ここでも重要なのは、道徳教育は、ある特定の目標に向けた規範やあるべき態度を強制したり、強要したりするものではないということである。はじめにでものべたように、道徳教育の基本的な目標は「人間としての普遍的価値を共有し、社会の構成員として主体的・

創造的に思考し、行動する態度を養う教育」と考えている。地理学的立場からは、地域の自然環境・伝統・文化を基盤としながらも、新たな地域を創造する主体者としての役割を担う人材の養成ということが出来る。地理学および地理教育は、すでに決まった地域社会のあり方にしがって生きるのではなく、自ら生きる地域のあり方を考え、行動するためのものである。

2. 道徳教育と社会科

2-1 社会科の成立と道徳

社会科はその成立の時点から、道徳教育との関係は深い。戦後の道徳教育は、1945年12月の修身科停止の前後から公民教育の一環として論議され、1947年の社会科導入以降、児童会・生徒会などの特別教育活動との連携を図りつつ、社会科をその中心的な教科として位置づけ展開されてきた。戦後教育の目玉であった社会科については、実施以来多くの論議を起こした。そして、道徳教育についても社会科の指導の一環として取り扱われてきたため、そのあり方についても論議された。

文部省は1951年に「道徳教育振興方策および手引書要綱等」を発表し、道徳教育は学校教育全体をつうじて行なうこととした。1955年の「社会科学習指導要領」で道徳教育における社会科の重要性と、道徳教育強化のための時間の特設の必要性が説かれ、1958年には「道徳」の時間の特設が決定された。これについては、戦前の修身科の復活であるとの批判の声もあったが、過去の修身科や徳目主義の否定を強調し、その目的を計画的な道徳教育にあるとした。

学校の教育活動全体で道徳教育をすすめるという考えは、「道徳」の時間の導入以前から導入後も含めて、戦後一貫して行われてきた基本方針であるが、2008年告示された学習指導要領では、「道徳教育」の推進体制がより強化され、それが変わろうとしていることが指摘されている²⁾。

新学習指導要領では、教科や領域などすべての「指導計画の作成と内容の取り扱い」の中に配慮事項として「道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら」道徳の内容について「(各教科等の)特質に応じて適切な指導をすること」と明記された³⁾。

道徳教育との関わりは軽視すべきではないが、教科の道徳化は避けなければならない。道徳教育の求める「価

値」(徳目)が優先され過ぎれば、特定の価値観に沿った教育が復活しかねないからである。

社会科は、子どもが社会を知り、社会を生き抜くための知恵や人間関係についても考える教科である。その点で社会科と道德教育は似ている部分が多く、道德と社会科が分離されたのちも密接な関わり合いがあるといえる。社会科創設の本来の理念は、民主的な考えをもって地域に生きる人を育てることにあった。その理念を忘れず、丁寧に実践を展開していけば、社会科は豊かな人格形成のための教科になったはずである。そこが忘れられ、社会認識の育成、いやもっと矮小化された知識の習得に留まっていた結果、逆に「道德」が強調されていったともいえる。社会科が本来の使命を果たしているか、子どもたちに豊かな人格を育ててくれたのかという自省もこめて、今後とも教科と道德教育についての検討を続けていく必要がある。

2-2 道德教育における社会科の役割

社会科の目指す公民的資質を得るためには、他者への配慮や自己責任などを意識しなければならない。これらのことは道德に他ならず、その面で、社会科の教育は、道德教育と同じ側面を持つ。

しかし、一方で社会科は、社会生活の地理的・歴史的・経済的・政治的背景などさまざまな社会的背景を追求させ、社会と個人の関係について理解を深め、社会を維持・発展させる態度や能力を育成する点を重視する。道德教育のように、道德的判断力や心情の育成に力点が置かれているわけではない。

特に利害と感情が絡み合い、どちらにもそれなりの言い分やもっともらしさがあるような問題では、特定の立場が絶対に正しいと教え込むわけにはいかない。価値の多元化が進み、情報化が進んだ現代社会では、特定の価値を過度に強調することは価値観の分裂と対立を招き、むしろ逆効果である。

社会科の貢献できる点として次の二点があげられている⁴⁾。

第一は、道德の授業で使うことのできるトピック、テーマを提供することである。社会関係を対象とし、人間共存の規範・原理を考察する社会科は、家族・地域社会・国家・国際社会まであらゆるレベルの社会関係で道德と関係あるトピックを提供することができるとしている。

第二は、ある規範を実際の社会でどこまで適用でき

るか考える場を提供することである。

人間はあらゆる場で他者の期待と社会的規範を感じつつ、同時に個人間の競争をくりひろげる。道德的規範はそれに対立する欲求や矛盾する規範との間で絶えず解釈しなおされ、ときには妥協を余儀なくされる。ある規範が実際の社会でどこまで適用できるか考えるのは社会科の重要な課題の一つであるとしている。

例えば、景観というテーマが取りあげられる。景観は、社会科の特に地理的分野のみが取りあげる題材といっても過言ではない。まさに、地理学、地理教育の特性を生かした題材である。マンション訴訟など景観をめぐる紛争は、まちづくり、環境の保護・保全、経済的な効率性、防災などさまざまな点から考えることができる。

景観にも関係し、文化を考える題材にもなる例としては、東京駅の駅舎復元改修工事がある。大正期の文化財的な価値をよしとして建設当初の形に「復元」することが現在進行中であるが、この建物は太平洋戦争で空襲の被害を受けた。戦争の記憶を忘れないための戦争記念碑的遺産として現状のまま残すべきだったという問題を設定してはどうだろうか。古いからいいのか。「伝統」とは何かということも考える題材にもなる。竣工から空襲で焼けるまでの期間より、改修されてから現在までの期間のほうが倍も長いからである。

3. 中学生の社会認識と道德教育

3-1 中学生の社会認識の特徴

竹早小学校と中学校の社会科では、小学校高学年から中学校の児童・生徒の社会認識の発達について、実践的に研究を進めてきている。その中で、①関係認識には、小5・6前期、小6後期・中1、中2・3の三つの段階があること、②小6～中1では感性に訴える授業の効果が大きく、社会的事象への驚きが認識変容を大きく促すこと、③中2～中3では主体的な問題意識が深まり、自分と異なる論点も含めて社会的事象をより多面的にとらえられることや、価値認識の大きな骨格が形成されること、④小中ともに、討論が認識の変容、特に主体的な認識を形成するのに有効であること、などが明らかになってきた。

次のものは、子どもたちの実態から小学校6年生から中学生にかけての認識探求の特色というものを書き出したものである。

- ・社会的事象をそれに関わる人からみるおもしろさを感じられる。
- ・一つの地図、統計、年表などの資料から多くの情報を得ることができる。
- ・様々な考えを持つ人々との意見交換のなかで、多様な考えから自分の考えを高めることができる。
- ・受けとめられる情報量が増えて、視野が広がる。
- ・メディアなどを通じ、世界像の深化や拡大がみられる。
- ・具体物に興味を示すだけでなく、その背後にある因果関係などにも関心が広がり、抽象的な思考も好むようになる。
- ・社会的事象をより深く追求したり、批判的にとらえて考えたりする。
- ・社会的事象の背景を複数の要因から考えることができる。
- ・物事に対する客観的な分析力・判断力が身につけてくる。
- ・抽象的思考が芽生え、さまざまな概念の獲得が可能になる。
- ・事実認識をふまえて、抽象的な思考ができるようになってくる。
- ・抽象的思考が身につく、批判的（多面的・多角的）思考も旺盛である。
- ・自己が確立し始め、他者を強く意識する。
- ・素朴な正義感を持ち、素直な価値判断をするが、情報に振り回され、一面的な解釈に陥ることもある。
- ・社会に対する自分なりの見方にこだわりを持つが、別な視点からの情報に簡単に影響を受ける面もある。
- ・抽象的、論理的思考が次第に発達してくる年代であるが、やはりできるだけ具体的な事例から入っていった方が興味関心を持ちやすい。また、自分なりの味方ができるようになるが、一面的になったり、固執したりすることもあるため、他の味方や違った意見を知るために生徒どうしの意見の交換などを取り入れるべきである。

3-2 附属竹早中学校の社会科

現在、竹早地区では、上にみられる子どもたちの認識探求の特徴をふまえた小中連携カリキュラムの構築をめざしている。その中で、「小中の社会科で育てたい子ども像」についてまとめたものが表1である。

表1 社会科で育てたい子ども像 2009. 10 改訂

	小学校の社会科で育てたい子ども像	中学校の社会科で育てたい生徒像
	・社会的な事象を多面的に見つめ、自分のくらしを見直す子ども	・適切な資料を活用し、社会的諸事象を構造的に理解し、表現できる生徒 ・社会のあり方、自分の生き方をじっくり考えて行動する生徒
	育てたい子どもの姿	育てたい力・認識・価値
①社会的関心	・学校のまわりや自分が住む地域、世の中でおきている出来事やニュース等に興味をもっている子ども (社会的事象へのアンテナをもつ)	・社会的な事象への関心や疑問を持ち、基本的な知識の習得と理解ができる生徒
②調査（資料収集・選択・活用）	・社会的事象について問いをもち、自分の予想を検証するために、資料に当たったり、人の声を集めたりして丹念に調べる子ども	・適切な資料を選択・活用して、多面的・多角的な視点から調べることができる生徒
③考察・理解・説明	・調べたことから必要な情報を整理してまとめ、比較・関連づけながら見つめ、自分の言葉で再構成する子ども	・複数の事象・事実をから、その特色や因果関係などを考察し、複数の事象の関係を構造的に認識し、説明できる生徒
④表現・異なる意見の受け止め	・調べたことをまとめ、お互い伝え合う中で違う立場や考え方があることに気づき、自分の考えをさらに深めていける子ども	・わかったことを筋道立てて表現できるとともに、他者の考えを受けとめて、自分の考えをさらに深めていくことができる生徒
⑤自分事・価値認識・新たな探求課題	・「自分の生活で考えてみるとどうか?」「自分はどうか?」と、自分のくらしと関わらせて考えながら、新たな問いを生み出し、追究し続ける子ども（問題解決し続ける、自分事の問題としてとらえる）	・人類の遺産であるより普遍的な価値観にふれながら、自分の価値認識を問い直し、社会のあり方や自分の生き方を見つめ、新たな課題に気づくことができる生徒（科学的で民主的な判断力・行動力、平和や互いの人権を尊重する意識、社会のあり方・自分の生き方を問い続ける姿勢）

これら小・中それぞれの「育てたい子ども・生徒像」は、社会のあり方や自己の生き方を自省的なまなざしでふり返り、他者の考えを受け止め、相互啓発的な関係を築き合う力を共通して求めている。そして、よりよい社会を目指して行動に移す、実践的な資質を育てたいという願いを持っている。

3-3 竹早地区の道徳教育

竹早地区では、道徳の学習は、「人間が人間として生きてゆく、生き方やあり方にかかわる内容をじっくり考え、その子自身がその子なりの考えを明確にしておくこと」であると考えている。この目的にアプローチするために、「道徳の時間はこうあるべきである」と形態にこだわることなく、子どもの成長・発達や学びの必然性に応じた、柔軟な学習プログラムを組み立てている。教科の内容を道徳に取り入れることも行っている。

学習指導要領にある指導内容を細切れに扱うのではなく、相関関係の高いものを①自己確立に関すること⁶⁾、②思いやりに関すること⁷⁾、③集団や社会に関すること⁸⁾の3つの視点にまとめ、各学年の学期毎に位置づけ、他の内容との関連をもたせながら重点的に指導するように編成している。

そして、「自他の人格を尊重し、自分の生き方を深く見つめることのできる子」を道徳学習を通して育てたい子ども像として設定している。この点では、社会科で育てたい子ども像と共通している。

4. 地域のあり方を考え、行動する生徒の育成

4-1 協働・共生のためのコミュニケーション能力の育成

21世紀は、多様な価値観を持つ人々との共生と協働の枠組みによる社会の構築が求められている。

道徳は、他者と「共に生き」たいという共生の知恵である。他者と「共に生き」ることを望まない者に、道徳は存立のしようがない。子どもたちに道徳を育てるためには、道徳をおしつけるのではなく、他者と「共に生き」たいと感じるような共生の世界を保障することである。その世界を大切に思うが故に、その世界とその世界を支えている道徳を守ろうとするのである。

とはいえ、現代の子どもたちには、自分自身や仲間との良好な関係や集団への積極的な関わりを創り出すために必要な最低限の社会的スキルが不足しているこ

とも現実である。そのために、自己表現と他者理解の機会を多く与え、コミュニケーション能力を育成することが重要である。

中学生の時期は、心身ともに発達が著しく、他者との連帯を求めると同時に主体的な自我の確立を求め、自己の生き方についての関心が高まる時期である。自己理解が深まり、自分なりの在り方や生き方についての関心が高まってくる。

中学生の時期は、友だちによる影響を大きく受ける。友だちとのかかわり合いによって人間としての生き方への自覚を促されることが多く、人間的な触れ合いや相互の協力、励まし合いなどによって精神的に成長する。生徒相互の信頼関係を基盤として互いに指摘し合い、高め合う人間関係をつくっていくように指導することが重要となってくる。

それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解し、謙虚に他に学ぶ広い心をもつとともに、協働・共生できる態度を育成する。ここにも社会科が大きく関わることができるし、関わらなければならない。

地域の文化と伝統を基盤として存続してきた伝統産業や地場産業を対象に、それらを支えてきた人々の生活、伝統産業と地域社会の持続的発展を支える社会的枠組みの重要性を学習するプログラムでは、充実した人間としての生き方についての自覚を深め、自分自身のよさや個性を見いだしていくことができるようにするためにも、また、子どもたちに共に生きる世界を間接的ではあるが体験させるため、是非具体的な人との出会い、生き方や考え方がわかる資料を入れていきたい。

社会科で取り上げられることの多い国際理解教育、多文化共生をはじめとする様々な視点からの取組も一層充実させ、コミュニケーション能力を育成する。自国の文化を知ることはもちろん重要だが、多様な味方や教え方を知るためにも、また、独りよがりにならないためにも他の言語や文化に対する理解も深めることが重要である。

社会科の学習では、実生活の中ではなかなか体験できない、自分の住む地域ではないところに生活する人々の暮らし、外国に生活する人々の暮らし、過去の人々の暮らしを学ぶことができる。自分たちとは違う考え方や生き方をした人々との間接的な対話を通して、比較の対象ができる。その対象によって、自分の考え方

や生き方を相対化することが可能になるのである。

4.2 地域社会に参画する態度の育成

価値観の多様化した現代では、自分事ととらえなおし、個人が主体的に適切な行為を選択するという価値選択を大切にする視点を重視しなければならない。そうでなければ、頭ではわかっているが、行動を伴わないという今までの道徳教育の問題点は解決されない。

他人事ではなく自分事として、自分ならどうするかを考える、地域で自分ならどう行動するかを考える、それらを考えられるための題材の提供が必要である。

大学キャンパス内の自転車問題を対象に、個の行動体系と社会的ルールとの関係を考える学習プログラムでは、中学生が自分ならどうするか、自分ならどう行動するか考える、また、自分の住む地域の「身近な問題」に引きつけて、考えられるような資料を入れていきたい。

中学校地理的分野における地域学習の範囲はきわめて広く、プロジェクトとして取り上げる題材の厳選が必要であった。そこで今年度は、新たな学習指導要領において強調された「伝統と文化」を尊重し、「国と郷土」への認識を深め、「個性豊かな文化の創造」者として主体的に参画する生徒の育成という目標を達成するために3つの学習プログラムと教材開発に力点をおくことにした。

道徳教育は、子どもたちの「よりよく生きたい」という気持ちを育てる教育である。「よりよく生きたい」という気持ちを育てる意味では、教科教育も道徳教育も同じである。道徳教育は、子どもたちが価値について考え、語りあい、「よりよく生きたい」という気持ちを育てる教育である。ある特定の目標に向けた価値観やあるべき態度を強制したり、強要したりするものではない。

注

- 1) この表現の問題については、及川が指摘している。
- 2) 今まで否定され、今回も見送られたが「道徳の教科化」の声は今まで以上に大きくなってきている。
- 3) 教科教育が道徳教育の下に位置づけられることになる危惧が指摘されている。

- 4) 赤間は、社会科の貢献できる点として2点をあげている。
- 5) これ以外でも、東京駅周辺は、現在行われている東京中央郵便局の建て直しのように、低層階に元の建物の一部を残して高層ビル化する保存の仕方が多く、保存の方法に論議をよんでいる。
- 6) ①自己確立に関すること…自由と安全を重んじ、真理を愛し、自分のよさを伸ばしながら肯定的に生きようとする事。
- 7) ②思いやりに関すること…誰に対しても公平で、思いやりの気持ちをもって誠実に接していこうとすること。
- 8) ③規則を尊重し、自分を取りまく環境（時間的・空間的）に正対し、そのよさや問題点を見つめながら、自分のできることに精一杯取り組んでいこうとすること。

参考文献

- 及川英二郎（2008）：道徳教育に関する提言－国際化の時代における正義と共同性。山名淳（2008）『道徳に関する諸科学の成果を生かした「道徳の指導法」に関する研究』平成19・20年度東京学芸大学教育改善推進費「特別開発研究プロジェクト」研究報告書
- 小嶋茂稔（2008）：「歴史と道徳」の経験と新しい学習指導要領における「道徳教育」－教育課程における「道徳の指導法」と今後の「道徳教育」のあり方を巡って。山名淳（2008）『道徳に関する諸科学の成果を生かした「道徳の指導法」に関する研究』平成19・20年度東京学芸大学教育改善推進費「特別開発研究プロジェクト」研究報告書
- 赤間祐介（2008）：道徳教育と社会科－愛すること・住むこと・貢献することをめぐって。
- 山名淳（2008）『道徳に関する諸科学の成果を生かした「道徳の指導法」に関する研究』平成19・20年度東京学芸大学教育改善推進費「特別開発研究プロジェクト」研究報告書
- 小淵朝男（2008）：「道徳」を問う。『教育』58巻10号（通巻753号）、国土社
- 久保田貢（2008）：道徳重視の新学習指導要領と歴史教育。『歴史評論』通巻701号、校倉書房
- 東京学芸大学附属竹早幼稚園・小学校・中学校（2008）『平成19年度 研究紀要』
- 東京学芸大学附属竹早幼稚園・小学校・中学校（2008）『平成20年度 研究紀要』

（鈴木雄治：東京学芸大学附属世田谷中学校）

Ⅱ 教材開発 (1) 伝統産業に生きる人々と地域

1. 日本の伝統産業

日本各地には、地域の風土・文化を反映し、かつ地域経済・社会を支える産業群が存在する。一般にそれらは「地場産業 JIBA SANGYO, LOCAL INDUSTRY」と呼ばれる。地場産業は、近代以前に起源をもち地域の技術と文化に根ざした日用消費材を生産加工する産業と定義され、織物業、漆器業、陶磁器業等は日本を代表する地場産業である。しかし、新潟県燕の金属洋食器業など、明治以降日本に移植された外来産業であっても、既に長い歴史をもち、地域に深く浸透したものであればそれも地場産業に包含される。

この地場産業の中で、産業の歴史と技術の伝統性等に着目し、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(通称:伝産法)」で指定されたものを「伝統的工芸品産業」と呼ぶ。この指定要件は、次のようになっている。

1. 主として日常生活で使われるもの(冠婚葬祭や節句などのように、一生あるいは年に数回の行事でも、生活に密着し一般家庭で使われる場合は、「日常生活」に含む)。

2. 製造過程の主要部分が手作り。

3. 伝統的技術または技法によって製造(伝統的とはおよそ100年間以上の継承を意味する)。

4. 伝統的に使用されてきた原材料。

5. 一定の地域で産地を形成している。

日本の伝統的工芸品産地は、北海道を除いて全国に普遍的に分布している。しかし、伝統的工芸品産業の定義とも関連し、その歴史性・伝統性から産業集積に違いがある。最も集積が暑い地域は日本の伝統文化の革新である京都である。そして愛知・東京・大阪も近世以来の政治・経済中心として伝統産業の集積がある。一方、京都の影響や為政者の積極的な産業振興によって伝統産業集積がみられるのは石川、新潟、福岡など

表 1 伝統的工芸品産地の都道府県別分布

都府県	産地数	都府県	産地数
青森	1	滋賀	3
岩手	4	京都	17
宮城	3	大阪	7
秋田	4	兵庫	6
山形	5	奈良	2
福島	4	和歌山	2
茨城	3	鳥取	3
栃木	2	島根	4
群馬	2	岡山	2
埼玉	3	広島	5
千葉	1	山口	3
東京	13	徳島	3
神奈川	3	香川	2
新潟	16	愛媛	2
富山	5	高知	2
石川	10	福岡	7
福井	6	佐賀	2
山梨	3	長崎	2
長野	7	熊本	3
岐阜	5	大分	1
静岡	3	宮崎	2
愛知	12	鹿児島	3
三重	5	沖縄	13
		合 計	216

資料：伝統的工芸品産業振興協会ホームページ，2010.2.24
[HTTP://WWW.KOUGEL.OR.JP/CRAFTS/BYREGION-INDEX.HTML](http://www.kougel.or.jp/crafts/byregion-index.html)

である。そのほかは地域の風土・文化を反映したもので各地にいくつかずつ分布しているに過ぎない。この中であって、沖縄は東南アジアおよび中国・台湾との地域交流や自然環境とが相まって独特の風土・文化を形成し、伝統産業の集積が厚い地域となっている。

2. 沖縄の伝統工芸品産業

沖縄の伝統工芸品産業は、沖縄本島、石垣島、宮古島をはじめとして島の歴史と風土を基盤とし、そして日本、東南アジア、中国からの技術・技法を導入しながら特徴ある工芸品を生産し、今日に至っている。

伝統的工芸品は国指定の伝統的工芸品として、久米

3. 伝統産業を担う人々 —伝統的織物生産を事例に—

一般に織物生産は、原材料収集から準備工程、織布工程、後工程を経て製品となり、その生産工程が多段階にわたることが特徴である。図2は、久米島紬の生産工程である。久米島紬の生産は原料糸である手紬糸、絹糸の生産を除いて、ほぼすべての工程を一人の織子が担当する一貫生産が特徴といわれる。それは織物意匠設計から染色、整経、拵括り、篋通し、綜統通し、製織、整理、砧打ちまでをこなす作業である。織子は

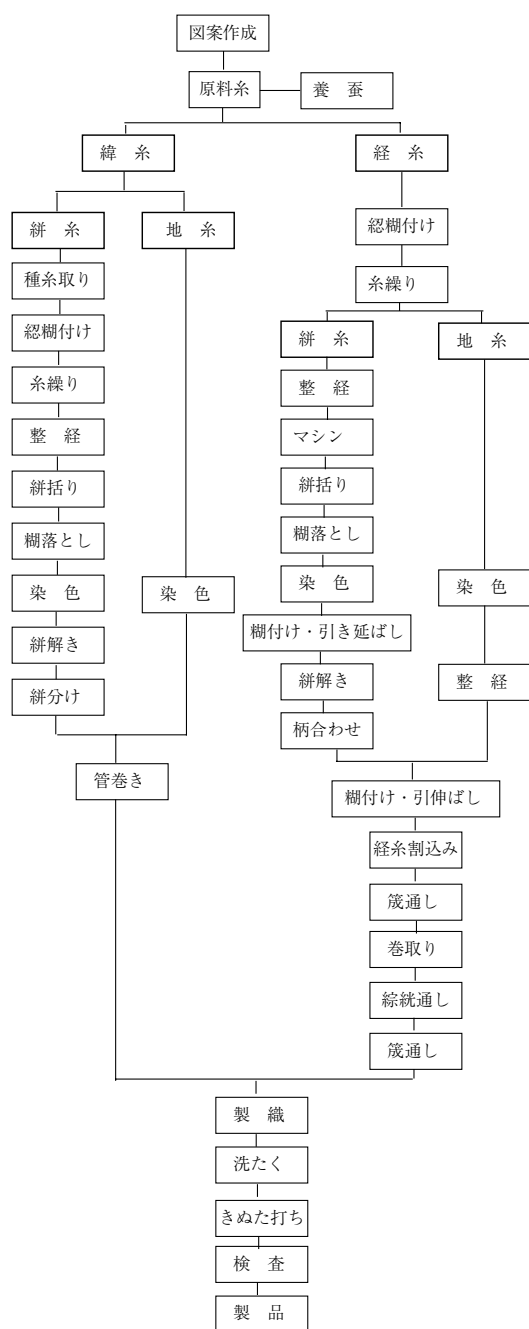


図2 久米島紬の生産工程

資料：久米島紬始業協同組合『久米島紬の歴史と技法』

もともと織布工程を担当するものをいうが、久米島紬の場合、製織前後の工程もこなしている。そのため織子はすべての工程の処理技術を学習し、商品化のためには熟練した技術が必要である。

久米島紬の生産方法を概観する。織子は、原料である手紬糸および絹糸を事業協同次に織子は自ら考案したデザイン(図案)に沿った織物設計を行い、それに従って具体的な作業に入る。まず経糸・緯糸に必要な応じて拵括りを施し、続いて泥染あるいは草木染を行う。経糸は糊付け・整経・おさ通し等を経て織機に架けられ、緯糸は管巻を行い製織作業に入る。製織された反物は仕上げ(洗濯)工程を経て製品となる。製品となった紬織物は組合の検査を受け、多くは県指定あるいは国指定の伝統的工芸品となり、組合を通して問屋等に販売される。

沖縄織物生産は久米島織物生産と同様に、生産生産工程をひとりの職人あるいは1事業所内で完結する一貫生産がほとんどであり、各工程を異なる職人あるいは事業所間で担当する社会的分業体制を採用しているのは琉球拵でしかない。一貫生産は、多品種・少量生産、社会的分業体制はやや少品種・量的生産に適合している。

さて、久米島紬を含む沖縄織物の具体的生産を担うのは織子は、ほとんどが女子で年齢的に50歳以上の中高年齢層が担い手である。織子の年間生産反数は8～24反と幅がある。沖縄の伝統的工芸品織物の市場価格はきわめて高いが、産地価格はきわめて低い。すなわち、織子の織物生産は副業的であり、その収入は家計補助的役割である。長期間にわたって修得した熟練技術と地域の風土・文化を表象しているといわれる沖縄の織物産業もグローバル化する経済の中では抵抗しきれず、次第に衰退して行く傾向にある。日本の和装文化を代表する沖縄の織物業はきわめて脆弱な経済基盤の上に成立しているのも事実である。

しかし停滞的であっても沖縄の織物生産は継続され、高齢化した織子(あばあ)も日常的な織物生産の担い手として織布およびその他の工程に従事している。

かつて沖縄の織物は琉球王府・薩摩藩に対する貢納布あるいは御用布として地租の代納としてのものであった。久米島の貢納布は、地租の70%程度を代納したといわれる。納付額は、「紡織」可能な女子(15～45歳程度)の人数等が基準となる、いわゆる人頭税であった。薩摩藩・琉球王府による人頭税徴収は、きわめて

過酷なものであったといわれ、こうした地租納付制度は、明治維新政府に引き継がれ、1903(明治36)年の地租改正まで残存したのである。

明治以降沖縄の織物は、商業的生産をめざし、副業収入としては潤った時期もあった。しかし、第二次世界大戦後においてもアメリカの統治下で織物生産復興も遅々として進まず、1980年代半ば以降、沖縄ブームによって成長したが、それも沈静化するなど、沖縄の織物生産は歴史に翻弄され、一方で経済的劣位に位置



写真1 久米島紬・織子
2008.2 撮影



写真2 久米島紬・織子
2009.2 撮影



写真3 宮古上布ブー績み
2008.10 撮影

づけられる。それでも伝統技術を継承、修得し、ひたすら織物生産に向かう沖縄の人々の、とりわけ"おばあ"たちの熱意と明るさの根源は何なのであろうか。

4. 地域と共生する伝統産業

4.1 自然との共生

伝統産業は地域の自然・文化・社会を基盤として存在している。とくに沖縄の織物業は、その糸素材、染色用植物、さらに沖縄の土、光と海は織物の色と整理加工技術と深く関係し、自然環境との共生によって存続してきた。

苧麻(カラムシ:ブー)は宮古上布、八重山上布の素材である。比較的成長が早く、高さ1~1.5メートルになる。苧麻の栽培は沖縄の各地で可能であるが、それ以上に茎から繊維を取り出し、糸とする作業であるブー績みの労働力と技術伝承が問題になっている。そ



写真4 苧麻/ブー
出典:『沖縄の繊維・染料植物展』
久米島自然文化センター, 2002



写真5 糸芭蕉/ウー
2010.2 撮影(大宜味村)

れは芭蕉布織物においても同様である。芭蕉布は、沖縄各地で普遍的にみられる糸芭蕉から繊維をとりだして原糸とする織物である。しかし、沖縄各地の糸芭蕉は管理が行われず、繊維から糸を抽出ためには適切な時期の切り倒しなどの栽培管理が必要である。そしてそれ以上に、糸芭蕉の繊維を区分し、糸にする熟練労働力が不足するなど、原糸生産に問題を抱えている。

その他の織物生産の原料糸はかつては地域原料産もあったが、現在は絹糸にしても、手紬糸にしても地域

外に依存している。

さて沖縄の織物にとって豊かな染料植物の存在は重要な基盤である。染料植物として琉球藍、車輪梅、福木、鬱金などが一般的に使用されているが、その他多様な植物が染料として用いられている。これらの染料植物は沖縄各地に普遍的に栽培されていたが、次第に供給不足や価格高騰によって入手が困難になりつつあり、安定した原料基盤が失われつつある。

沖縄県は伝統織物の原糸および染料植物など原料基盤形成のために、これまで琉球藍葉生産事業（平成16年度で終了）、苧麻手紡糸生産奨励事業（平成16年度で終了）を行うなど、その対策に力を入れてきた。

ところで沖縄の伝統産業にとって自然環境との共生



写真6 琉球藍
出典：『沖縄の繊維・染料植物展』
久米島自然文化センター，2002



写真7 車輪梅
出典：『沖縄の繊維・染料植物展』
久米島自然文化センター，2002



写真8 福木
出典：『沖縄の繊維・染料植物展』
久米島自然文化センター，2002



写真9 琉球漆器
2009.3 撮影



写真10 首里城
2009.3 撮影



写真11 石垣島・川平湾
2008.3 撮影

は原料基盤ばかりでなく、自然環境そのものが伝統産業製品の付加価値を高めている。すなわち、沖縄の光と海は、琉球漆器や首里城の赤を描き出し、八重山上布の海晒しを生みだしている。

沖縄の自然環境破壊は、伝統産業存続の危機でもある。

4.2 地域社会との共生

伝統産業に包含される伝統性、地域性は、長い歴史の過程で形成されたものである。それ故、伝統産業は地域に埋め込まれた産業 (EMBEDDED INDUSTRY) ともいわれる。それは伝統産業製品の付加価値性を実現する生産システムが形成されているのは当然のことであるが、この生産システムを支え、産地を存続させるシステムが地域社会の中に存在するという考えである。伝統産業は地域と融合化し、本報告でいう「地域と共生」しているのである。しかし、多くの伝統産業産地は、高度経済成長以降、産地における生産システムの合理化・効率性を追求し、地域社会システムと関係を希薄化させてきた。その結果、伝統産業産地の中には高度成長

期の終焉に伴って存続基盤を失い、縮小・衰退傾向を見せ始めている。すなわち、伝統産業産地も経済論理が優先する空間へ移行し、共生空間が崩壊する危機にある。一方、沖縄の伝統的織物産地は経済空間に移行しつつも共生空間を存続させ、伝統産業の付加価値の実現と産地の持続的発展に大きな役割を果たしている。

沖縄伝統産業と地域社会の具体的関係をみる指標として、沖縄の地域社会内部にみられるユイがある。ユイは「もともと農繁期の家族労働力不足を労力交換(結)によって補完する自生的な互助組織」(恩田守雄, 2006)であり、それは「均等の労働力を提供し合う互助行為で」(恩田守雄, 2006)、ユイは沖縄の精神文化である互助精神にもとづく労働互助組織である。

沖縄のユイは、薩摩藩と琉球王府の二重支配を受け、村落が納税の途帯責任を負わなければならない時代において、日々の生活互助に附するユイさえも強制的な互助組織に編入し、村落共同体を維持する組織として機能していた。すなわち、ユイは、歴史的な条件下における村落・地域のあり方と結びついていた。しかし、

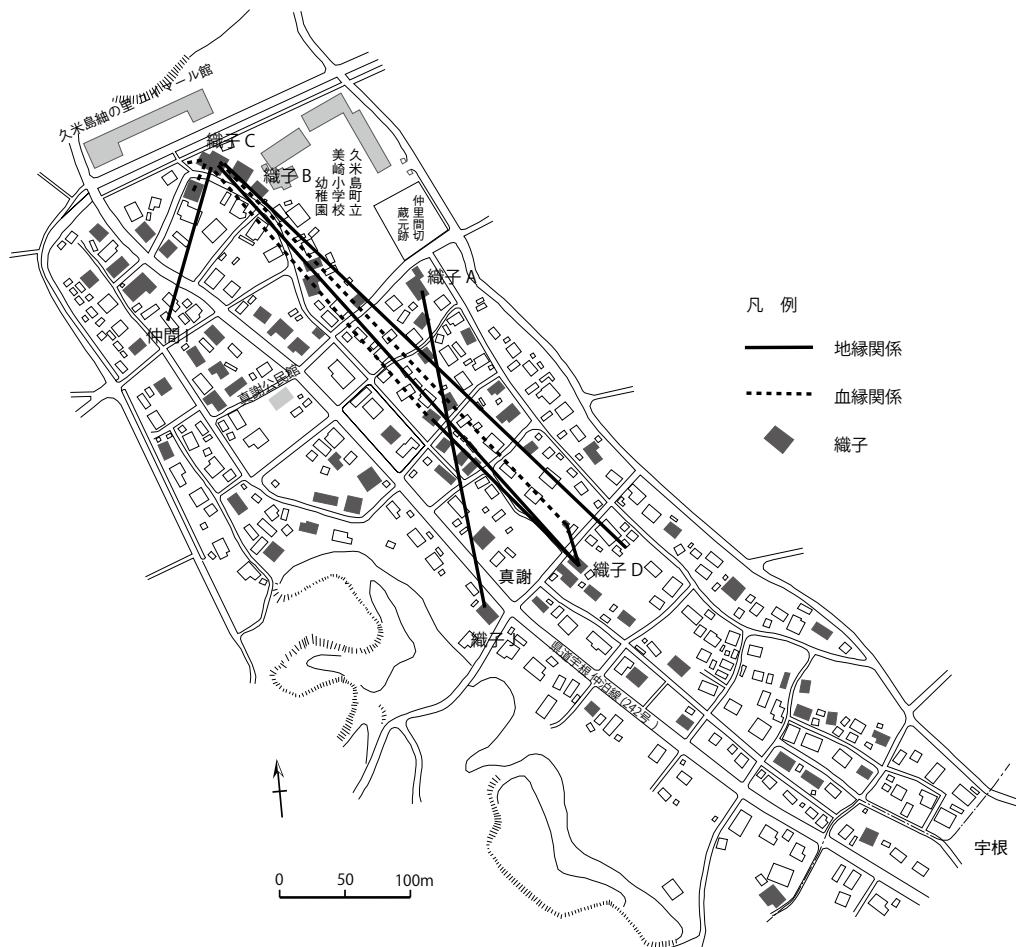


図3 久米島・真謝地区におけるユイの結合形態

出典：上野和彦・石田典行 (2010): 沖縄・久米島紬織物産地の存続とユイ. 『経済地理学年報』 56-1:16-30.

明治期の地租改正による人頭税廃止、その後の農業生産のあり方、とくに第二次世界戦以降の農業の機械化・都市化による生活様式の変容によってかつて強制互助組織とされたユイは消滅し、本来的な共生互助組織となった。

今日、ユイは産業構造の変化や生活の近代化によってきわめて少なくなったが、沖縄の伝統的織物業を支える重要な社会基盤として大きな役割を果たしている。久米島紬におけるユイは、主として生産加工工程の泥染工程においてみられる。それは泥染工程が重労働であり、かつ短時間の間に処理する必要がある、家族労働力が不足する織子においてユイの結成はきわめて重要である。久米島紬真謝地区におけるユイの形態は、血縁的なつながり、地縁的なつながりによる労働互換組織であるが(図3)、近年はより広い空間的広がりによる仲間形成がみられるようになった。

ユイによる共同作業の状況を真謝地区における織子Cの泥染工程作業の1日を事例にみる。「織子Cにおける泥染作業は、家族2人(姉・弟)以外に、親戚5人、織子仲間3人、計10人が集まり、早朝5時から15時過ぎの間に4回の泥染を行っている。泥染作業は泥で染めた後、泥を浸透・定着させるために90分ほどそのままにして若干乾燥させ、さらに洗って、また染めることを繰り返す。この90分の間が休憩時間でもあり、織子Cと作業手順の打ち合わせや情報交換をしたり、さらに各人が自宅に戻って若干の家事をしたりする時間である。そのため参集する仲間の居住地は、遠くても同一集落内である。そして、経糸糊付け、整経、洗濯の工程においても、以前は織子の屋敷内外で家族労働力によって処理されてきたが、家族労働力の高齢化によって、ユイの利用が一般的な形態となっている。



写真12 久米島ユイモール館
2008.2 撮影

しかし、この作業は、ある程度の設備が必要であり、近年は設備が整備されたユイモール館が利用され、4～5人が集まって作業を行う場合が多い」(上野和彦・石田典行, 2010)。

久米島紬生産は、基本的に織子の一貫生産形態が特徴であるが、その作業工程においてユイを結成し、労働力の相互交換を行い、不足する労働力を補完している。

こうして久米島紬産地の存続はユイと深く関係し、その背景には沖縄の風土・社会・文化によって醸成され、住民が共有する互助の精神があり、地域社会組織と深く関係を持っていることが明らかである。すなわち、産業は経済活動であるが、産業を支える仕組みは地域の自然・文化・地域社会と深く関係し、地域との共生が必須の条件となっている。

5. 伝統産業の道徳教材化に向けて

伝統産業学習は基本的に産業学習の範疇に入る。今日、伝統産業をめぐる経済環境は大きく変化し、伝統産業の行方はかなり厳しい。しかし一方で伝統産業は地域の歴史・文化・社会を反映し、その伝統文化と技術はそれに関わる人々にとって誇りであり、生き甲斐である。それ故、伝統産業の存続は地域経済の維持ばかりでなく、地域社会にとっても重要なことである。一方、伝統産業を道徳教材という視点から見れば、伝統産業を取り巻く経済のあり方、それを支える地域社会のあり方、そして伝統産業に従事する人々の生き方を学ぶことになる。

100年以上の歴史をもつ伝統産業の技術と文化はいうまでもなく素晴らしい。しかし、それを今日まで支



写真13 宮古上布・技術指導
2008.10 撮影

え続けた地域的なシステムもまた特筆すべきものである。すなわち、伝統産業は政治や経済の流れに翻弄されながらも、その仕組みを変化させ、地域と人々との共生によって存続してきた。こうした存続のメカニズムを自然と地域社会との共生、そして何よりも伝統産業従事する人々の生活という視点によって学習していくことが重要である。

沖縄は長寿地域の1つであるが、若年層の流出は激しく、高齢化が進行しつつある地域でもある。沖縄はかつてハワイ移民など国外流出が多かった。現在、域外流出先は本土地域に変わっただけで、依然として域外流出が続いている。それは沖縄の産業構造が基地と観光に依存し、その他の産業が脆弱であることによる。しかしながら、本土の大都市に流出した沖縄人は機会があれば故郷への回帰を望んでいるし、実現している人もいる。こうした故郷回帰志向は、それを受け入れる家族と地域社会のシステムが機能していることを示している。すなわち、沖縄の伝統産業が地域社会システムに支えられていることと同様、沖縄回帰を望む人々を受け入れる地域社会がある。ユイは沖縄の精神文化である互助精神を基礎とした地域的な組織である。さらに沖縄は人と地域を結合する信仰的な組織も存在する。人と地域社会との共生こそ社会科地理的分野における道徳的学習課題である(資料および写真14)。

資料

黄金の花(2005年)

作詞：岡本おさみ 作曲：知名定男

黄金の花が咲くという 噂で夢を描いたの

家族を故郷、故郷に 置いて泣き泣き、出てきたの

素朴で純情な人達よ きれいな目をした人たちよ
黄金でその目を汚さないで 黄金の花はいつか散る

楽しく仕事をしていますか 寿司や納豆食べていますか
病気のお金はありますか 悪い人には気をつけて

素朴で純情な人達よ ことばの違う人たちよ
黄金で心を汚さないで 黄金の花はいつか散る

あなたの生まれたその国に どんな花が咲きますか
神が与えた宝物 それはお金じゃないはずよ



写真14 斎場御嶽
2010.1 撮影

素朴で純情な人達よ 本当の花を咲かせてね
黄金で心を捨てないで 黄金の花はいつか散る

素朴で純情な人達よ 体だけはお大事に
黄金で心を捨てないで 黄金の花はいつか散る
黄金で心を捨てないで 本当の花を咲かせてね

参考文献

上野和彦(1986):地場産業概念に関する若干の覚書、『新地理』34-2:40-46.

上野和彦(2007):『地場産業産地の革新』古今書院.

上野和彦・政策科学研究所編著(2008):『伝統産業産地の行方-伝統的工芸品の現在と未来-』東京学芸大学出版社.

上野和彦・石田典行(2010):沖縄・久米島紬織物産地の存続とユイ.『経済地理学年報』56-1:16-30.

沖縄県仲里村教育委員会(1999):『久米島紬 あゆみとわざ』.

恩田守雄(2006):『互助社会論 ユイ,モヤイ,テツダイの民俗社会学』世界思想社.

北村哲郎監修(1983):『日本の手わざ4 久米島紬』源流社.

久米島紬事業協同組合(1982):『久米島紬の歴史と製造技法』.

富山弘基・大野力(1971):『沖縄の伝統染織』徳間書店.

宮城篤正監修(2004):『織の海道 沖縄本島・久米島編』,「織の海道」実行委員会.

(上野和彦:東京学芸大学地理学分野)

Ⅲ 教材開発 (2) 景観をとりまく地域と人びとの思い

1. はじめに一景観の持つ意味

本節では、地理的見方・考え方をいかした道徳教育の素材として「景観」をとりあげる。景観は、日常には「景色」や「風景」とほぼ同義で、人間が周囲のさまざまな事物をあるまとまりとして視覚的に捉えたものである。地理学における景観は、元来、自然環境や風土と人間の生活や諸活動との関係を捉える上で最も重要な概念であり、地理学的見方・考え方の基礎ともいべきものであった。なぜなら景観は、地域を構成する複合的な諸要素が相互に関連しあって成立し、私たちの眼前に現れたものだからである(図1)。私たちの身の周りに存在する樹木や草花の多くは、自然環境の影響を受けており、また同時に、緑地や街路樹のように行政の景観整備やまちづくり、財政基盤の結果として存在するものもある。近年のガーデニング・ブームのごとく、時代や社会を背景とした人びとの好みや流行により特徴づけられている場合もあるだろう。すなわち景観は、自然環境や風土、人々の経済・社会的

活動、地域の歴史・文化的系譜などが相互に関連し、過去が蓄積した場所の履歴として存在している。政治体制の変化や、グローバル化や人の移動、地球環境の変化などもローカルな景観に影響を及ぼすといつてよい。さらに近年は、全国的に活発なまちづくりや地域おこしの取り組みにおいて、景観整備や景観形成が中心にすえられている事例も多い。景観はいまや、単に眼前に広がる物理的存在というだけではなく、地域資源としての価値を認められつつある。生活の場における身近な景観を切り口に、地域の魅力を再発見したり再認識する試みも各地で行われている。古い寺の梵鐘や川のせせらぎなど、地域に根ざした音の風景を地域資源として再認識し、保存・継承していこうという取り組みもみられる¹⁾。すなわち景観は、視覚的に捉えられるものだけでなく、聴覚や嗅覚など人間が五感を通して感じとることのできる存在でもある。サウンドスケープ(音の風景)やスメルスケープ(匂いの風景)などは、そうした五感をとおしてイメージされる風景を表す概念である。つまり景観は、地域社会や私たち自身の文化・伝統、アイデンティティと密接に関わる存在と捉えることができる。

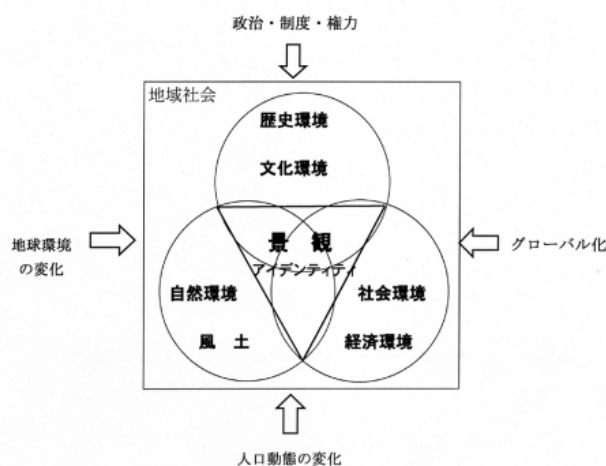


図1 景観の概念図
出典：椿(2007),p.19より引用

2. 道徳教育と景観

このような景観概念とその広がり、景観が、道徳教育における倫理観や価値判断の議論において有効な素材になりうることを示している。とくに道徳の4つの視点の中では、「他の人とのかかわり」「自然と崇高なものとのかかわり」「集団や社会とのかかわり」を考えさせる素材として応用可能である。景観を扱うことの意義をより具体的にいえば、以下の3点に集約できる。まず第一に、景観は空気と同様に、普段身の回りに存在するものでありながらその意味が意識されるこ

とはほとんどない。したがって、景観の特徴や成り立ちを考えることは、それを創造し維持・改変してきた人びとの暮らしや活動、工夫や努力を知ることであり、身近な生活の場の意味、ひいては自分自身を再認識することにつながることになる。第二は、実際にさまざまな地域で景観をめぐる対立や議論が起こっている点である。景観をめぐる議論の背景には立場や価値観の相違が存在し、利害関係が顕著に表れる。空気と似て非なる点は、景観は、その存在が軽視されても生死にかかわる重大な問題とは認識されにくいことである。したがって、あるべき景観像のコンセンサスを形成することは容易ではなく、他人や異なる意見・立場を理解・尊重しつつ議論を継続するプロセスが最も重要となる。価値観の多様性を認識し、相互理解に向けた努力や態度を養成することは、グローバル化のすすむ社会において非常に重要な課題である。第三は、生徒たち自身が現在そして将来の景観の担い手である点である。景観は時代とともに変化するものとはいえ、その形成に長い時間を要する場合が多い。また、いったん破壊された景観を取り戻すことは非常に困難である。身近な地域の景観をどのように考えるべきかという問いを軸に、生徒たちに社会の担い手としての自覚を促し、景観に関する議論や取り組みに自ら関わろうとする態度を養いたい。このことは、道徳のみならず、小・中学校における生活科や社会科、高等学校における地歴・公民科において近年重視されている子どもや生徒の社会参画を促すことにもつながるだろう。

3. 景観をめぐる社会的動向

これまで述べてきた景観の重要性や意味に反し、一般に、日本社会は欧米先進国に比べて、経済発展や経済効率性を重視するあまり景観を軽んじてきたと評されることが多い。身近な景観でいえば、いたるところで眼にするファストフードやコンビニエンスストア、ファミリーレストランなど大きく派手な看板を掲げたロードサイドショップは画一的景観を蔓延させた。駅前の派手なネオンサインや氾濫する立て看板、所狭しとならぶ自動販売機や放置自転車、通行の障害にもなる電柱や蜘蛛の巣状に張り巡らされた電線など、日本でごく一般的に見られる景観への批判は枚挙にいとまがない。2005年12月、建築学や都市工学、都市計画、造園学などの専門家により組織された「美しい景観を創

る会」は、美しい景観創りを広げることを目的にシンポジウムを開催し、またHP上で「悪い景観」の事例写真を掲載するなど論議を呼んだ。この背景には小泉政権における「美しい国づくり」をテーマとする基本理念があり、2003年7月には「美しい国づくり政策大綱」が発表された。この構想には、伝統文化や日本人固有の美德や精神性の復権がこめられており、その意味ではまさに景観と日本人のメンタリティとが結びつけられた道徳的議論でもあった²⁾。

こうした景観をめぐる議論は賛否両論ではあったが、そもそも日本社会においてこれほど景観が国レベルで活発に議論されたこともなかったのではないだろうか。2004年12月には景観や修景に関する国内初の法律である「景観法」が制定され、「都市、農山漁村等における良好な景観の形成をはかるため」の基本理念や国・行政の債務、景観規制や措置などの指針が示された。従来の自治体レベルの条例とは異なり、景観規制に罰則規定を設けることも可能になるなど、景観をめぐる法的根拠が確立された。

ところで第二次大戦後の戦後復興や高度経済成長期を経験し現在にいたった日本の政策レベルの景観保全・整備は、どのような軌跡をたどってきたのだろうか。開発による自然環境の破壊や既存景観の喪失が顕著になりはじめた1960年前後から、まず民家の調査・保存が開始され、1966年の京都や鎌倉など歴史的都市における古都保存法をはじめとして、伝統的な建造物の保存が重視され始められた。また同時期より、人口や建造物の密度の高い都市やリゾート地における騒音や日照、悪臭など生活環境の問題の一つとして景観を巡る係争が徐々に増え始める。

1975年には文化庁による「重要伝統的建造物群保存地区」設定など、歴史資源として価値づけられた景観保存・再生の動きが全国的に広まり、個々の建造物だけでなく、まちなみ全体の面的保存へと運動は変化していった。80年代後半以降、景観条例を策定した市区町村の数は増加しはじめた(図2)。

宇於崎(2005)がまとめた景観を巡る代表的な訴訟の概要によれば(表1)、1968(昭和43)年の和歌山県白浜温泉に関する訴訟以降、既存の眺望を阻害する建築工事に関する訴訟が多くみられた。それらは眺望利益を損なうことに対する異議申し立てであったが、結果的には申請却下や請求の棄却がほとんどであった。眺望利益は一般に、生命・身体や生活に明らかなダメージ

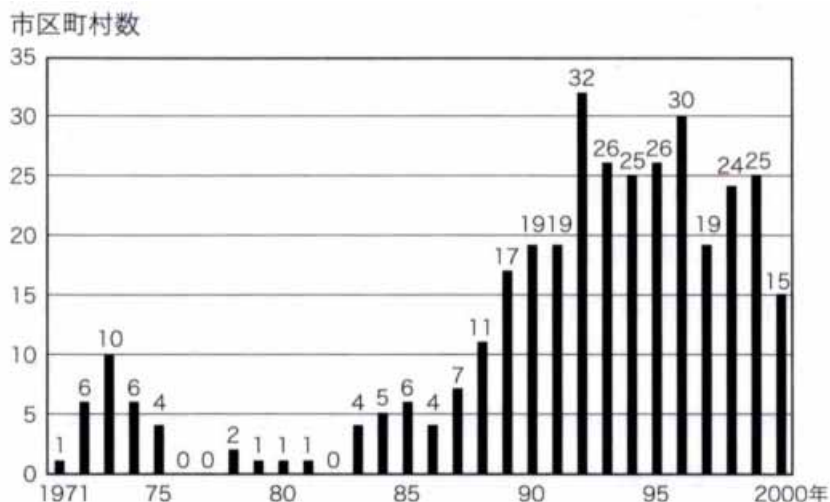


図2 景観条例を制定した市区町村数の推移

資料：国土交通省「景観に関する規制誘導方策のあり方に関する調査報告」2001年
 出典：中村(2003), p.74より引用

表1 景観をめぐる主な訴訟の概要

件名	概要	裁判所	判決	判決年月日	参考文献
1 白浜温泉事件	眺望阻害建築工事差止の仮処分申請	和歌山地裁	申請の却下	昭和43年7月20日	判例時報 559号72頁
2 鳥羽湾近鉄工事事件	眺望権侵害を理由とする建築工事差止仮処分申請	津地裁	申請の却下	昭和44年9月18日	判例時報 601号81頁
3 京都平安閣事件	従来の眺望が失われ、相手方の客を見なければならぬ苦痛に対する損害賠償請求	京都地裁	請求の棄却	昭和45年4月27日	判例時報 602号80頁
4 京都岡崎有楽荘事件	眺望権を阻害する4階以上のビルの建築工事差止の仮処分申請	京都地裁	一部認容	昭和48年9月19日	判例時報 720号81頁
5 仙台青葉山事件	眺望阻害高層ビル建築工事差止の仮処分申請	仙台地裁	一部認容 眺望権は棄却	昭和49年3月28日	判例時報 778号90頁
6 熱海分譲マンション事件	眺望権侵害を理由とする工事中止仮処分申請	東京高裁	抗告棄却	昭和51年11月11日	判例時報 840号60頁
7 日比谷公園事件	都市公園利用者が近接ビル建築工事の建築工事差止の仮処分申請	東京高裁	抗告棄却	昭和53年9月18日	判例時報 907号61頁
8 横須賀野比海岸事件	眺望利益の侵害についての損害賠償請求	横浜地裁 横須賀支部	慰謝料のみ認容	昭和54年2月26日	判例時報 917号23頁
9 御宿町リゾートマンション事件	眺望権の喪失を理由とする売買代金返還請求	東京地裁	請求の棄却	平成2年6月26日	判例タイムズ 743号190頁
10 伊東市リゾートマンション事件	眺望権を理由として隣接建物の建築工事施行禁止の仮処分申請	東京地裁	申請の却下	平成2年9月11日	判例タイムズ 753号171頁
11 京都仏教会事件	景観保護を目的とした高層ホテルの建築工事差止の仮処分申立	京都地裁	申立の却下	平成4年8月6日	判例時報 1432号125頁
12 木曽駒高原リゾートマンション事件	高層リゾートマンションの築造による別荘の眺望阻害に対する損害賠償請求	大阪地裁	一部認容 一部棄却	平成4年12月21日	判例時報 1453号146頁
13 左京区マンション公害訴訟事件	マンション建築工事中の公害と完成後の眺望侵害等に対する損害賠償請求	京都地裁	一部認容 眺望侵害等は棄却	平成5年3月16日	判例タイムズ 827号250頁
14 各務原市配水油建設工事事件	貯水タンク建設による自然環境や眺望の阻害に対する工事差止仮処分命令申立	岐阜地裁	申立の却下	平成7年2月21日	判例時報 1546号81頁
15 大阪四條橋市マンション事件	住居からの眺望が阻害されたことを理由とする損害賠償請求	大阪地裁	一部認容 一部棄却	平成10年4月16日	判例時報 1718号76頁
16 鎌倉まちなみ景観訴訟事件	古都鎌倉の景観、景観と自宅からの眺望を侵害されたことによる損害賠償請求	東京高裁	控訴棄却	平成13年6月7日	判例時報 1758号46頁
17 国立武蔵マンション景観利益侵害事件	景観利益の侵害を理由とする建築物撤去等請求	東京高裁	請求の棄却	平成16年10月27日	判例時報 1829号36頁
18 名古屋白壁地区マンション事件	町並み保存地区内のマンション建築に対する景観利益等を根拠とする建築差止仮処分命令申立	名古屋地裁	認容	平成15年3月31日	判例タイムズ 1119号278頁

出典：宇於崎(2005),pp.34より引用

を与えるものとは認定されがたく、法的に保護されるべき権利としていまだ確立していなかったといえよう。しかし1979(昭和54)年の横須賀野比海岸における個人住宅の眺望利益に関する判決では、地域の特殊性その他特段の状況下においては、生活利益としての価値

が客観的に認められる場合、法的保護の対象たり得るとされた³⁾。

さらに1990年代以降には、リゾート地や別荘地のみならず都市における景観利益が議論され始め、眺望利益にくわえてまちなみ景観自体が係争の対象とみなさ

れている。なかでも社会的に大きくとりあげられたのは、京都市におけるホテルの高層建築計画に対する論争であった。高層ホテルが京都の景観を阻害するとして建設に反対した京都仏教会が、当該ホテルの宿泊者に対して拝観拒否を宣言し、宗教的・歴史的文化的環境権（景観権）を主張して、工事着工後の工事差し止め仮処分を申請した。しかし結果的にはその主張は認められず、景観は法律上の権利として認めることはできないとして1992年京都地裁で申立てが却下された。日本の代表的な古都ならびに観光都市である京都であれ、景観が私的財産権の制限のもとで維持・保有すべき公共資産（財）あるいは社会的資源として制度的に位置づけられていなかった。

一方で1990年代以降は、都市景観の整備や新たなまちなみ創出の動きがみられ、それは同時に地域コミュニティの再生や担い手の問題とも関係づけられてきた。すなわち景観は、私たちが社会の一員として日常生活の場を再認識し、多様な価値観をもつ人びととの相互理解を深めつつ、持続可能な社会の実現にむけた取り組みをすすめるための対象であり手段でもある。

「景観法」施行後、全国的には景気低迷が続く中であっても、景観条例や要綱を策定した市町村の数はさらに増加しつつある。景観をめぐる政策や社会的動向と連動して、景観権をめぐる新たな議論が展開してきた。景観はいまや社会の重要な課題のひとつであり、社会を構成する一員として避けて通れない問題といってもよいであろう。旅先で出会う風景だけでなく、ありふれた日常生活の景観に眼をむけることは、自己アイデンティティを発見し獲得していくことに他ならない。

近年、まちなみ景観をめぐる論争として大きく社会的にとりあげられたのが、東京都国立市のマンション建設をめぐる論争である。この事例は1980年代以降、全国的に増加したマンション建設に伴う眺望や日照権の問題にとどまらず、「大学通り」沿いのまちなみ景観自体のあり方を問うものであった。そこで次に、この国立市のマンション建設問題をはじめとする景観論争・対立の具体的事例をとりあげ、景観を素材とする道徳学習について検討する。

4. 景観を考える・景観で考える

ここでは道徳教育の素材として、具体的には景観をめぐる対立や論争、議論が生じた事例をとりあげ、そ

の道徳学習への活用方法について検討を試みる。地理的見方・考え方を背景とした景観を、道徳教育の素材として導入する際に重要となる視点は以下の通りである。

- (1) 論争・議論の対象となった景観の特徴と立地、形成プロセスや形成主体
- (2) 議論・対立の経緯
- (3) 景観をとりまく自然環境や地域社会の社会的・経済的特徴や歴史、立地条件、それらの相互関係
- (4) 景観をめぐる対立の構図と背景、異なる意見や見解を有する人びとの立場や考え方とその背景
- (5) 「自分ならどう判断するか」「社会の一員としてどう考えるべきか」など〈問い〉の提示

上記の項目にしたがって、国立市のマンション問題について要点を整理する。マンション建設計画にはじまる経緯については表2に示した4)。

4.1 マンション建設の経緯とその景観

国立市のマンション建設をめぐる争論の発端は、1999年7月、JR国立駅から南に延びる「大学通り」（写真1）沿いの約1万7700㎡に及ぶ東京海上火災保険計算センター跡地をM社が購入し、マンション建設を計画したことであった。8月にはM社により、18階建て・高さ53Mのマンション建設計画について事前協議の届出が行われた。実はその前年の1998年、国立市は国立駅北口での高層マンション建設をめぐる紛争を契機に「都市景観形成条例」を制定していた。条例では、大学通りに面した建造物はイチョウ並木と調和することが必要であり、市の指定した都市景観形成重点地区内において高さ20M以上の建築物は形状・色彩などを市と事前協議を行う必要があった。ただしこのマンション



写真1 国立の大学通り（両側にグリーンベルトと歩道）
撮影：2010年2月10日

表2 マンション建設をめぐる主な経緯

1999年7月	M社が大学通り沿いの土地約5300坪を購入(約90億2千万円)。
1999年8月	M社は市にマンション建設の事前協議の届出(18階・高さ53M)。 近隣住民と学校・複数の団体・市民らが「東京海上火災跡地から大学通りの景観を考える会」(以下、「考える会」)を組織、M社に説明会の開催を何度も要請、建築見直しの署名運動(約5万人分集める)。
1999年9月	近隣学校の教職員が「マンション対策委員会」、保護者が「子ども達の教育環境を守る会」、卒業生や専門家が「専門協力者会議」を発足。
1999年10月	市は並木と同じ高さにするよう指導、M社は14階・高さ44Mに計画変更。
1999年11月	M社が第一回説明会開催。市はマンション建設予定地及び隣接区域を対象に建築物の高さを20M以下に制限する地区計画案を策定。
1999年12月	M社は東京都多摩西部建築指導事務所に建築確認申請を提出。「考える会」は地区計画の条例化と臨時市議会開催を求める署名運動(約7万人分集める)。
2000年1月	東京都が建築確認だす。M社はマンション工事着工。 臨時市議会で地区計画条例可決、2月施行。
2000年5月	国立市長、景観条例にもとづきM社に勧告。
2000年10月	M社20Mを超える部分の工事に着手。
2000年11月	第1回シンポジウム開催「景観 vs 高層マンション」
2001年3月	「考える会」が都知事に20M以上の撤去を求めるよう要望、11万人の署名とともに書面を提出。
2001年11月	第2回シンポジウム開催「明日の景観・環境・まちづくり」
2001年12月	14階建て・44Mのマンション完成。国立市議会「くにたちの景観を守ることを求める意見書」可決。
2002年2月	M社販売開始。
2002年11月	第3回シンポジウムⅠ・Ⅱ開催
2003年1月	国立市長、国土交通省へ「まちづくりに関する意見書」提出。
2003年2月	大学通り・住宅地区(当該マンション含む地区)を景観条例にもどづく重点地区に決定

建設計画がもちあがった時点で、大学通りは都市景観形成重点地区の候補であったもののまだ指定区域ではなかった。

しかし、建築見直しを求める約5万の陳情署名を市議会が採択し、景観を重視した市側は、1999年10月、マンションの高さを大学大通りの並木と同じ高さにするよう指導を行った。それを受けたM社は高さを14階建て(高さ43.65M)に変更したが、それ以上は応じないとした。市側はさらに1999年11月、当マンション建設予定地及び隣接する区域を対象として、建築物の高さを20M以下に制限する内容の地区計画案を策定し、広告・縦覧を開始した。一方、M社は12月、東京都多摩西部建築指導事務所に建築確認を申請し、2000年1月には東京都より建築確認がおり、工事が着手されるにいった。

このように計画当初よりM社と市行政、周辺住民との間で、マンションの規模(とくに高さ)と周囲の景観との調和をめぐる対立が生じていた。さらに2000年1月には、近隣の学校と住民が東京都に対し、マンションの建築差止めを求め行政訴訟を起こしたが、2000年6月、地裁で申立ては却下され、即時高裁に上告したものの、12月には景観利益の法的根拠がないとの理由で高裁においても却下された。しかし高さの点では

2000年2月に公布された「建築制限条例」に違反するとの判断が示された。同マンション建設に対しては、市・市議会と周辺住民、マンションに隣接する学校が、既存の景観利益が侵害されるとの立場を表明し、高裁も景観条例に違反した建物であるとの評価をくだしたことになる。

その後、当該マンションを巡り複数の訴訟が起きたが(表3)、結局のところ2001年12月には14階建て・住戸数353のマンションが完成し(写真2)、2002年2月から分譲が開始されて現在にいたる。景観的にみると、このマンションは規模が大きく高さも大学通りのイチョウの並木をはるかにこえて、遠くからみても存在感がある。国立駅周辺を除けば、大学通り沿いに面した高層階の建造物はなく、非常に目立つ存在感ではあるが、色調は比較的周辺になじみ、明らかに違和感を与えるものではないように思われる。しかしこの景観をどう感じるのかはいたって主観の問題であり、その印象は人により異なる。また生活者である住民と非住民とではとらえ方が異なる可能性もある。景観をめぐる議論の難しさは、景観に対する評価が立場や価値観によって多様であり、答えが必ずしも一つではないことである。

表3 マンション建設をめぐる裁判の主な経緯

住民のM社を相手とする民事裁判	
2000年1月	地裁に建築禁止仮処分を申し立て
6月	地裁は仮処分申し立てを却下。住民側は高裁へ控訴
12月	高裁は申し立てを却下、しかし建物の20Mを超える部分は違法と認定
2001年3月	住民側は地裁へマンションの違法部分の撤去請求
2002年12月	地裁は、マンションが「景観利益」を侵害しているとして20Mを超える部分の撤去命じる M社は控訴
2004年10月	高裁は「景観利益」を否定し、撤去命令も取り消す
11月	住民側、上告
2006年3月	最高裁、上告棄却。「景観利益」は認めるが、「景観利益」を違法に侵害するものではないとして撤去認めず
住民の東京都を相手とする行政裁判	
2001年5月	住民側が地裁に建物の違法部分の撤去命令請求
12月	地裁、都が撤去命令を出さないのは不作為の違法であると判決、都は控訴
2002年6月	高裁、建物は適法と判決、住民側は上告
2005年6月	最高裁、上告棄却
M社の国立市・市長を相手とする行政裁判	
2000年2月	地裁へ国立市の地区計画・建築条例の無効・取り消し請求
2001年4月	4億円の賠償請求を追加請求
2002年2月	地裁、地区計画・建築条例の無効・取り消しは却下するも、市に対し建物が既存不適格になったことに対する損害3億5千万円、市長による信用毀損による損害5千万円、計4億円の損害賠償命ずる、市・市長は控訴
2005年12月	高裁、地区計画・建築条例は適法、一審の賠償額4億円は5千万円、5千万円は2500万円に減額
2006年1月	補助参加人が2500万円の損害賠償を不当として上告
2008年3月	最高裁、上告棄却



写真2 マンションの景観（大学通り側）
撮影：2010年2月10日

4-2 マンション建設をめぐる対立

当マンションをめぐる訴訟の中で、最も社会的に注目されたのは2002年12月、東京地裁の既に完成していたマンションの一部撤去を認めた判決である。この判決は、建築差止めが却下されたのち、住民側がM社に対し、高さ20M以上部分（7階以上）を違法として撤去を求める民事訴訟に対して出された。東京地裁は、

建築自体は法令上の違反ではないものの、同地区では以前から住民努力で景観形成が行われてきており、景観利益が存在するとして、マンションの大学通り側20M以上部分の撤去を認める判決を下した。すなわち景観利益が法的に保護されるべきものとして認定されたことになる。しかし2004年10月、東京高裁はマンションは個人の利益侵害とはいえないという理由で一審判決取り消し、撤去の必要なしとの判断がくだした。裁判はマンションへの住民入居後も続き、2006年3月に最高裁でこの判決が最終的に確定した。司法の判断からしても、景観に対する法的根拠はいまだ確立されたものではないといえよう。

一方、M社側は2004年、国立市に対して営業を妨害されたことに対する損害賠償と地区計画条例の無効を求め訴訟をおこした。東京地裁は、条例は有効、市長の発言（市議会における「違法建築」との発言等）が営業妨害にあたるとして、市に損害賠償4億円の支払いを命ずる判決を出した（2004年2月）。続く東京高裁では、条例は有効、事業者側の強引な手法にも問題があるとして市に損害賠償2500万円の支払いを命ずる

判決となった。市議会が上告を否決したため市は上告しなかったが、マンション周辺住民を中心とする市の補助参加人が上告した（2006年1月）が、2008年3月上告が棄却され二審判決が確定した。最終的に市はM社に3120万円を支払ったが、2008年5月、M社は訴訟の目的は金銭ではなく、活動の正当性を明らかにするためであったとして、同額を国立市に寄付した。

4.3 国立市の景観および地域の特徴

国立市は東京都のほぼ中央に位置し、人口74,323人、35,113世帯（平成22年3月）で、面積では全国で5番目に小さい。北側から武蔵野台地の二つの段丘面と崖線（国分寺崖線・立川崖線）、南部の多摩川沖積低地からなる。近世以前の中心は、JR南武線「谷保駅」南側の立川崖線周辺に広がる旧・谷保村であり、近世には立川崖線と甲州街道周辺に集落が分布していた。現在のJR中央線「国立駅」南側に位置する中心商業地区とその周囲に広がる住宅地域が形成される契機は、大正末期、「箱根土地会社」（のちの旧・コクド）により学園都市の建設が着手されたことによる。旧谷保村北部の約100万坪の山林を買収した箱根土地会社の堤康二郎氏は、ドイツ・ゲッチンゲンをモデルとしたまちづくりを目指した。1926（大正15）年に開設された国立駅を中心に放射状と方形をくみあわせた街路網と約200坪前後の区画が整然とひかれ、閑静な住宅地の素地がつくられた。1926年には関東大震災で倒壊した東京商科大学（現・一橋大学）を誘致し、学園町の原型が形づくられた。昭和戦前期には、国立音大、現・桐朋学園や国立高校などの学校が移転し、文教都市としての性格が形成された。

第二次世界大戦後、徐々に住宅地化が進行するが、1950年代以降の人口増加に加え、朝鮮戦争勃発によって隣接する立川の米軍基地が活況を呈し、国立駅周辺にも米兵相手の飲食店や簡易旅館などが進出し始めた。こうした町の変化に対して地元の主婦たちが町の浄化運動に立ち上がり、さらには町内の学校関係者や住民、学生たちによる大学町の環境を守るための運動が活発になった。1950年に公布された「東京都文教地区建築条令」をうけ、1952年には町議会において1票差で賛成派が勝利し、東京で最初の「文教地区」⁵⁾指定を受けられることとなった（写真3）。

議論の対象となったマンションが面している大学通りは幅約44m・4車線の車道と、その両側の約3.6mの

歩道との境に幅9mものグリーンベルトが設置されている。グリーンベルトには、現・天皇の生誕記念として1934年に植樹された約170本の桜と約120本の桜とイチョウとが植えられ、樹下の草花とともに、四季折々道行く人々を楽しませている（写真4）。グリーンベルトに沿って、カフェやレストラン、雑貨店などのおしゃれな店や、周囲に調和した色調・デザインの戸建て住



写真3 大学通り沿いの「文教地区」表示
撮影：2010年2月10日



写真4-1 保存樹木指定の案内板



写真4-2 大学通りのグリーンベルト・歩道

宅などが続き、独特の雰囲気や漂わせる。この大学大通りは谷保天満宮とともに1982(昭和57)年、東京都が「都民の日」制定30周年を記念し都内の「自然の景観」「都市の景観」「名所・旧跡」の中から心の安らぎを与える景勝地として選定した「新東京百景」に選ばれた。そのほか「公共の色彩を考える会」の1986年第一回「環境色彩10選」,「新・東京街路樹10景」「新・日本街路樹100景」,都市景観賞「美しいまちなみ賞」2006年優秀賞にも選定されるなど、その景観美が広く評価されてきた。国立市のHPにおいても、大学通りは市を代表するシンボリック景観と位置づけられている。

6). 1991年からはクリスマスシーズンにイルミネーションを飾るなど新たな取り組みもみられる。

このように学園町として成立し発展してきた大学通り周辺地区は、景観や環境に配慮がなされる形で変化をとげてきた地域であり、その景観は地域の歴史を語る上で重要な要素である。また同時にそれは、住民にとっては日常生活の場であり、生活的風景の一部でもある。その意味では、当マンションをとりまく景観は、観光地における観光資源としての景観とは性格が異なる。しかし、大学通りを中心に組織されている大学通り商店会では、グリーンベルトの清掃や樹木・植物の手入れを自主的に継続しており、行政も並木の整備に力を入れている。すなわち、それはどこにでもある景観ではなく、住民や行政にとってかけがえのない地域資源としての意味を有していると考えられる。

4.4 景観をめぐる対立の主体

マンション建設をめぐる論争や対立は全国いたるところで生じており、景観および生活環境に関して多くの地域に共通する課題である。その対立の中心は、①マンション開発業者と②マンション周辺住民であり、さらに行政(市町村、都道府県)・国、地域の住民、その他関係者や専門家などが関わっていることが多い。

そこで当マンション問題にかかわる主体①②について整理しておきたい。

①マンション開発業者

M社は、当然企業として利益を追求する必要がある。当マンションの敷地は1965年以来、東京海上火災の所有地であり、同社により既存施設が手狭になったことによる6階建て建築への建替えが計画されたが、用途地域変更の陳情が景観保全を理由として市に却下され

ため、同地がM社に売却されることになった。こうした経緯から、開発業者間で同地に6階以上の建築物を建てることは困難との認識が広まっていたようであり、1998年に同地区は都市景観形成重点地区の候補地に指定されるにいたる。一方、M社としては高い土地代等を含め採算をとるためには、規模の大きい高層マンションを建設する必要があった。その後の経緯で、18階建てを14階建てに計画変更するなどの対応も行ったが、結果的には市や住民側を納得させられる対応ではなかった。また、M社が建設計画当初、住民に向けた説明会をいっさい開催しようとしなかったことや、周辺住民の郵便受けに突然配布された「近隣説明書」の内容が住民側にとって大きな不信感を抱かせることになったようである。

②周辺住民

国立は、学園町としての性格や歴史から、景観や環境に対して意識の高い住民や専門家が比較的多く存在すると考えられる。当マンション建設に関連して、「国立の公園通りを公園道路にする会」代表者のよびかけで、M社が事前協議を申請した翌月には、近隣の住民や学校関係者、大学通りの景観に関わる団体、市内の高層マンション建設反対運動に関わる団体、そのほか住民などが集まり、「東京海上火災跡地から大学通りの環境を考える会」(以下、「考える会」)が組織された。また、隣接する学校では、教職員や保護者、卒業生や専門家等がそれぞれ会を組織し、問題対策にのりだした。

「考える会」の活動内容や方針については、石井(2006)に詳細に述べられており、M社に対する説明会の開催要請をはじめ署名活動や市への働きかけ、シンポジウムの開催などさまざまな活動が行われた。「考える会」の提起した問題は、主に以下の2点である。第一に、景観条例を無視し周囲と調和しない高層マンションの景観や日照等への影響に関する問題、第二にM社の住民や地域に対する対応や説明方法ならびに建設にかかる手続き上の問題である。

1999年4月、景観保護の市民運動を行っていた上原氏が市長に当選したことが住民と行政との連携を促し、また国立在住の著名人や建築や環境問題にかかわる専門家が存在していたことは住民運動のネットワークを拡げ、活動内容を社会的にアピールすることになった。

これら①②を含む当該マンション建設問題に関わる

主な主体間の関係を図3に示した。業者と周辺住民に加えて、行政、それも市・都・国のそれぞれで立場や関わり方はまったく異なり、また住民の中には当然ながら反対派以外に建設容認派や関心をもたない人びとも存在する。当該マンションに入居した住民もまた同じ住民とはいえ複雑な立場に立たされた。各主体ごとにそれぞれの主張や言い分があり、それらをすべて否定することもまた難しい。これらを景観をめぐる対立構造としてとらえた場合、それぞれが問うているのは「あるべき景観とはどのようなものか?」、あるいは当該マンションの景観をどう評価するのかということになる。しかし、景観に対する評価やそれを重視する意義が個人の主観や価値観により異なるものである以上、この答えは一つではない。

4.5 〈問い〉の提示

本事例はマンション建設をめぐる対立ならびに景観論争であるが、道徳の学習素材として扱う場合、この事例をもって何を生徒たちに考えさせたいのかを明示する必要がある。

そもそも当該マンションの景観は周囲の景観を損なうものなのかどうか、すなわち「あるべき景観」について議論することが出発点になるだろう。自分が周辺住民であったらどうか、あるいはマンション住民であったらどうかという立場をかえて考えてみることも重要である。しかし当該マンションならびに周辺景観の善し悪しや美醜、建設の妥当性のみを問うことが学習の目的ではない。より重要なのは、まず第一に、マンション建設の経緯やその後の動向、景観をとりまく地域の特徴や歴史、人びとの工夫や努力を把握する中で、対立関係が生じた原因や背景がどこにあったのかを考察することである。各主体の考え方や立場の相違とその

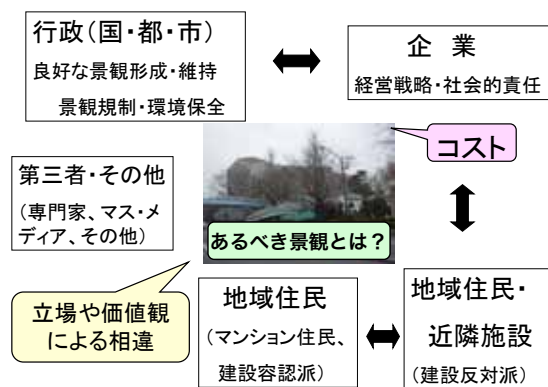


図3 マンション建設をめぐる主な主体と相互関係

地理的知識・技能の習得＝地域・社会認識

知識・技能の活用

(思考・判断・表現・コミュニケーション)

主体的な社会参画

+

地域社会の創造者・継承者としての自覚

図4 地理学の見方・考え方と道徳教育

背景にあるものは何か、多様な価値観の存在を知り、それらを理解することである。第二に、生徒たちがそれぞれの当事者として「自分ならどう判断するか」、さらには「社会の一員としてはどう考えるべきか」を議論することが大切である。

5. おわりに

本事例において対立構造が深まった原因の一つは、開発業者と地元住民あるいは行政とのコミュニケーション不足、齟齬であったと考えられる。それは反対運動の出発点に、業者側の住民に向けた態度や説明方法・内容に対する住民側の不満が存在していたことから明らかである。道徳教育で養うべき4つの視点のなかで、とりわけ本課題に関わる「他の人との関わり」「集団や社会との関わり」を取りあげる際、最も基盤となるのは人と人をつなぐコミュニケーションの重要性ではないだろうか。その意味で、景観を考えることは、すなわち景観を形成・維持し、未来に継承していく自分と自分を取りまく人の多様な価値観を理解することであり、そのためのたゆまないコミュニケーションを続けていくことに他ならない。最後に、地理学的知識や技能をいかした道徳学習の目標を図4に示した。景観に関する議論をとおして、生徒が身近な景観や場所の意味を再認識し、主体的な社会参画を志向することが道徳教育の重要な到達目標である。今回の作業をふまえて、道徳学習プログラムの実践にむけた教材開発につなげていきたい。

注

- 1) たとえば国レベルの取り組みとして、1996年、環境庁(現・環境省)は「全国各地で人々が地域のシンボルとして大切に、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境(音風景)」を公募し、「残したい日本の音

風景 100 選」として認定した。音環境を保全するうえで特に意義があると認められる全国各地の音風景 100 件を選定したもので、地方自治体と協力して音環境の保全促進をはかることが目的とされた。

- 2) この基本理念は安部内閣に引き継がれ、「美しい国づくり」プロジェクトが立ち上げられたが、2007 年の安部内閣辞職とともに急速に議論は下火となった。
- 3) 宇於崎 (2005), pp.35 引用。
- 4) 国立の当該マンション問題ならびに訴訟の経緯・内容については、石原 (2007)、社団法人日本建築学会 (2005)、西村・町並み研究会 (2003) 等を参照。
- 5) 文教地区とは、地方自治体が都市計画区域内で指定できる特別用途地区の一つで、教育施設の周囲や通学路において教育上好ましくないと目される業種 (パチンコ店や風俗店、旅館等) の立地が規制される。
- 6) 国立市は都市景観形成条例に基づき、大学通りのもつ美しい景観を未来へ継承するため、平成 15 年「大学通り学園・住宅地区」を重点地区に指定した。重点地区景観形成計画の「基準」では、建物の後退距離やブロック塀な

どの高さが定められ、大学通り沿いに新たに建物を造る際、建築確認申請の前に市への届出が必要となった。

主な参考文献・資料

石原一子 (2007): 『景観にかける - 国立マンション訴訟を闘って -』新評社。

椿真智子 (2007): 「景観と場所」、上野和彦・椿真智子・中村康子編著『地理学概論』古今書院: 18-21。

大学通り倶楽部 (1995) 『誰がためにビルは立つ - 検証国立のアメニティー』武蔵野書房。

宇於崎勝也 (2005): 景観権の確立に向けて景観法をどう活かすか、社団法人日本建築学会編『景観法とまちづくり』学芸出版社: 34-37。

中村検裕 (2003): 風景計画の意義、西村幸夫・町並み研究会編著『日本の風景計画 - 都市の景観コントロール到達点と将来展望』学芸出版社: 74-84。

国立市役所 HP: [WWW.CITY.KUNITACHI.TOKYO.JP/](http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/) (最終閲覧日: 2010 年 3 月 15 日)

(椿真智子: 東京学芸大学地理学分野)

景観問題事例

1. 沖縄県竹富島の伝統的景観と観光開発から考える

1. 竹富島の概要と景観の特徴

竹富島は多くの離島をもつ沖縄県の中でも、赤瓦や水牛車、白い砂浜など、集落の景観に沖縄の伝統的イメージを残す島とされる。1987年に全国で24番目の重要伝統的建築物群保存地区（以下、伝建地区）に選定され、1995年には新おきなわの観光名所百選で4位に選ばれた。

竹富島は人口342人、戸数172戸（ともに2005年）という小さな島であるが、その特徴的な景観から多くの人々が訪れる観光地としても著名である。しかし、観光地として成立するまでには、住民による様々な選択の場面があった。現在もなお、島はリゾート開発の波にさらされており、その動向が注目されている。

島の集落は中心に西屋敷、東屋敷、仲筋の3つの集落があり、その外縁を一周道路が走る。伝建地区に指定されている部分はこの道路の内部である。集落には、赤瓦の家々（沖縄の伝統的の家屋の形態）、サンゴ礁石灰岩の石垣、集落内をめぐる水牛車、琉球王朝時代の役所跡といった景観が存在し、それが沖縄の原風景のイメージをつくり出している。

竹富島の文化は、結願祭、節祭、種子取祭などの年



写真1 沖縄県竹富島

中行事や、民芸館が中心となって織られるミンサーが重要無形文化財に指定されている。

2. 竹富島の開発と集落保存の歴史

現在の竹富島の集落景観は、1986年に「竹富島を生かす会」によって起草された「竹富島憲章」の基本理念によって形成された。その理念とは、「(土地を) 売らない」、「(島を) 汚さない」、「(風紀を) 乱さない」、「(景観を) 壊さない」、「(伝統文化を) 生かす」の5つであり、さらに島の住民による伝統文化の保護や、土地管理と環境保全、外部資本へのけん制、観光事業の申し合わせなどが細かく明記されている。この憲章の制定は、表1にみるように、沖縄県が本土復帰する直前に島の大きな問題として持ち上がった島外資本による土地買収が背景にあった。

本土復帰後、外部資本によって買収された土地は島内または県内資本によって買い戻され、竹富島憲章が制定されるとともに、町並み保存委員会が設置された。

以後、写真2・3にみるように、集落景観に違和感



図1 沖縄県竹富島

表1 竹富島の町並み保存と開発に関する略年表

1989年	建築制限令が撤廃される
1905年	竹富島で最初の瓦葺き家屋が建てられる
1957年	民芸運動家が来島し、島の景観と民芸を称賛
1970年	島外の資本による土地買収が始まる
1971年	干ばつと台風で農業が疲弊 過疎化とともに土地買収も進行
1972年	島民を中心に竹富島を活かす会が結成される 開発阻止の住民運動を展開(「金は一代、土地は末代、土地買収はいったん沈静化」)
1982年	ゴルフ場、マリーナ建設計画が発覚→凍結
1986年	外部企業に買収された土地を買い戻す(約2割は戻らず、『竹富島憲章』制定、町並み保存調整委員会を設置)
1987年	全国で24番目の重要伝統的建築保存地区に選定
2006年	県内企業が保有していた抵当権がファンド会社へ売却
2007年	島内観光会社の上勢頭氏が星野リゾートと協定を結び、ファンド会社より土地を買い戻す
2008年	新たなリゾート計画が出され、住民説明会が開かれる

を与えるような新たな近代的建物の建築が規制され、住民と行政が一体となった町並み保存運動が展開された。1987年には伝建地区に選定される

竹富島の人口は年々減少し過疎化が進んでいるものの入域観光客数は1990年代に10万人前後で推移し、2007年には44万人を突破した。これは住民の取り組みによって観光産業をも活発化させた結果である。



写真2 集落内の郵便局
(筆者撮影)



写真3 小中学校の校舎
(筆者撮影)

3. 新たなリゾート開発問題の背景

県内企業が管理・保護していた竹富島の土地の抵当権が、不況のあおりをうけてファンド会社(外国資本)に売却。

↓

・島内資本の(株)南西観光と長野県の(株)星野リゾートが提携し、抵当権の回収にあたる。(回収費用に約10億円)

↓

・その費用の返済方法として、島内での新たなリゾート開発計画が持ち上がる。

↓

しかし、住民側は反対

リゾート開発の概要

・事業主→(株)竹富土地所有機構

(島内資本の(株)南西観光と外部資本の(株)星野リゾートが経営主体)

・建設予定地は図1を参照

・総面積13HA(東京ドーム2.8個分)

・敷地内には床面積約100㎡の赤瓦屋根コテージタイプの宿泊施設約50棟を設け、プールやレストランを併設予定

○住民説明会が開かれるも、未だ双方の合意はなく、現在は建設予定地の整備のみ進んでいる。

4. 教材化の視点—「問い」と論点—

4.1 住民側と開発者側の視点に立って考えさせる

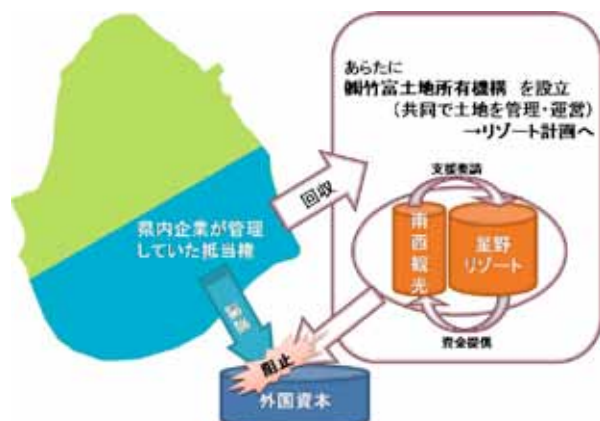


図2 リゾート開発の背景

図3 リゾート開発計画の完成予定図
(星野リゾート HP より引用)

表2 住民説明会で出された両者の主張 ー対立・論争のポイントー

● 住民側	● 開発者側
・自然環境への影響が懸念される	・土地回収費用はどう返済するのか
・住民の賛否を問う場がない	・建設予定地は現在荒地で、また、集落外であるため町並み保護に関する条例等の規制には制限されない
・第2、第3のリゾート計画を誘発しないか	・既存集落との競合、雇用についても考慮したい
・既存の集落との折り合いは？	・土地や経営主体に関しては竹富土地保有機構がきちんと管理する（将来的には財団法人化して、公的な管理に移行したい）
・再び外部に売却されるのでは？	
・町並み保存の取り組みに対する評価が問われかねない（集落景観の価値、住民の誇りが損なわれる）	

問い「それぞれの立場に立って考えたとき、あなたは何を重視し、どう行動しますか？」

→伝統の維持（竹富島憲章や集落景観にあらわれる島人の誇り）

→島の（将来的な）経済的自立に向けての「保存」と「開発」

4.2 観光客の視点に立って考えさせる

問い「あなたの考える、より魅力的な竹富島のすがたはどのようなところでしょう？」

→外部からの視点として、観光客としての立場に立ったときにどういう指摘が可能か

福田珠己（1996）：赤瓦は何を語るか—沖縄県八重山諸島竹富島における町並み保存活動—。地理学評論，69A（9），pp.727-743.

沖縄県観光商工部観光企画課（入域観光客統計概況）：
[HTTP://WWW3.PREF.OKINAWA.JP/SITE/VIEW/CONTVIEW.JSP?CATEID=233&ID=14734&PAGE=1](http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=233&id=14734&page=1)

竹富町ホームページ：[HTTP://WWW.TAKETOMI-ISLANDS.JP/](http://www.taketomi-islands.jp/)
 八重山毎日新聞：慎重意見強く、一方で容認論も 竹富リゾート開発で初の説明会（2008/01/23付）
[HTTP://WWW.Y-MAINICHI.CO.JP/NEWS/10303/](http://www.y-mainichi.co.jp/news/10303/)

琉球新報：竹富島にリゾート計画、住民警戒（2008/01/24付）
[HTTP://RYUKYUSHIMPO.JP/NEWS/STORYID-30764-STORYTOPIC-1.HTML](http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-30764-storytopic-1.html)

（又吉祥一郎：社会科教育専攻地理学コース）



写真3 過去の諫早湾

資料：「よみがえれ！有明海訴訟」を支援する
長崎の会ホームページから



写真4 現在の諫早湾干拓地
資料：九州農政局諫早干拓事業
ホームページから引用

表1 諫早湾干拓事業をめぐる動き

1952	食糧増産目的に長崎大干拓構想浮上(西岡竹次郎・長崎県知事)
1957	諫早大水害(死者・539人)
1970	長崎南部地域総合開発(南総)に衣替え、目的は水資源確保など
1982	長崎大水害(死者・299人)、防災重視の「諫早湾干拓」に変更
1986	農水省、「国営諫早湾防災総合干拓事業」(総事業費1350億円、2000年度完成)を決定
1987	漁業補償契約書調印(諫早湾内12漁協、総額243億5000万円)
1989	「諫早湾干拓工事」着工
1996	第1次「自然の権利」訴訟
1997	潮受け堤防南部の約1.2kmを鋼板293枚で締め切る
1999	第2次「自然の権利訴訟」
2000	・有明海でノリの「色落ち」始まる。大凶作の始まり ・大海上デモ。
2001	・実力阻止行動の開始。 ・農水省が有明海ノリ不作等対策関係調査検討委(第三者委)を設置。 ・農水相が「工事中断」、排水門開放を表明。 ・環境省が「水質保全、生物への影響調査の強化が必要」と見解を発表 ・武部農水相(当時)が諫干事業の「規模縮小を含む全面見直し」方針を表明 ・「ノリ不作等第3者委員会」が「数年間の開放調査が必要」との検討経過を公表 ・タイラギ死滅の原因について、漁場調査委員会は「原因不明」と発表 ・農水省、漁民の反対を押し切って工事再開 ・排水門を開け、短期開門調査開始、1ヵ月足らずで終わる
2002	・「諫早湾干拓事業対策委員会」、農水省に「中・長期開門調査の実施」を申し入れ。 ・農水省、盆休みにもかかわらず工事再開準備作業に着手し、19日から再開強行 ・有明プロジェクト研究チーム、諫干事業により「生態系への悪影響が認められ、干拓事業の即時凍結を求めざるをえない」 ・有明海及び八代海を再生させるための特別措置に関する法律(有明海特別措置法)が国会で成立 ・「ノリ不作等第三者委員会」、最終報告書を提出して解散 ・農水省、「中・長期開門調査検討会議」を設置
2003	・佐賀地裁で「よみがえれ！有明訴訟」第2回裁判開かれる。 ・佐賀地裁で第3回裁判開かれる ・この前後、島原など有明海で大量の浮遊汚物が魚網に巻きつく
2008	営農開始

資料：九州農政局諫早干拓事業ホームページを編集

防で仕切って大規模な干拓地を作り出そうという計画が持ち上がった。しかし、これでは、諫早湾の干潟がなくなってしまう。生活に深く関わっていた、かけがえの無い場所がなくなってしまうのである。さらに、諫早湾の干潟は、有明海の海を浄化するフィルターのような役割をしていたから、干拓が始まると同時に、ノリや魚への被害が起こった。

農地を増やしたり、洪水を防ぐ方が必要だという行政や農家と干潟の貴重さやかけがえのない風景を求めて、漁師や市民団体、学者などは干拓に反対し、対立が起こっている。

3. なぜこんなに大きな問題になっているの？

—論争・対立のポイントとは？—

◎立場による意見の違い。

- ・農家・行政→干拓推進
- ・漁師・学者など→干拓反対

⇒ちゃんと解決してない。

4. 「問い」

1) このような状況のとき、あなたはどうしますか？

- A. 自分の宝物である風景がなくなる立場。

B. 洪水で被害を受けた経験がある立場

C. その他

2) あなたと違う立場の人がいたら、どうすることが必要でしょうか。

3) この問題は私たちにどのような教訓を残していると思いますか？

A. 問題を解決するためにはどういう取り組みが必要ですか？

B. 自分の地域を愛する気持ちを起こさせるには、どうすることが望ましいでしょうか

C. 身の回りに同じような状況は無いか考えてみましょう

主な参考文献

山下弘文 (1998) : 『諫早湾 ムツゴロウ騒動記 —忘れちゃいけない 20 世紀最大の環境破壊—』。南方新社, 195P
九州農政局諫早干拓事業ホームページ :

[HTTP://WWW.MAFF.GO.JP/KYUSYU/NN/ISAHAYAINDEX.HTML](http://www.maff.go.jp/kyusyu/nn/isahaya/index.html)
(2010/年2月24日アクセス)

よみがえれ！有明海訴訟」を支援する長崎の会ホームページ : [HTTP://WWW.H5.DION.NE.JP/~N-ARIAKE/INDEX.HTM](http://www.h5.dion.ne.jp/~n-ariake/index.htm) (2010年1月18日アクセス)

(石井貴裕 : 社会科教育学専攻地理学コース)

景観問題事例

3. 鞆の浦景観論争—町並み保存と開発に揺れるポニョの町

1. 鞆の浦

- ・広島県福山市鞆町にある港湾やその周辺地域
- ・入り江が美しく弧を描く瀬戸内海の景勝地
- ・2007年に「美しい日本の風土100選」に選ばれる
- ・2008年宮崎駿監督映画作品「崖の上のポニョ」の舞台となる
- ・2010年NHK大河ドラマ「龍馬伝」のロケ地となる
- ・人口減少や著しい高齢化が進み、産業の低迷化が進む地域でもある

2. 鞆の浦の景観

①港湾施設

江戸時代の港湾施設である「常夜燈」「雁木」「波止場」「船番所」「焚場」がすべて残っているのは全国でも鞆港のみである

②坂本龍馬ゆかりの地

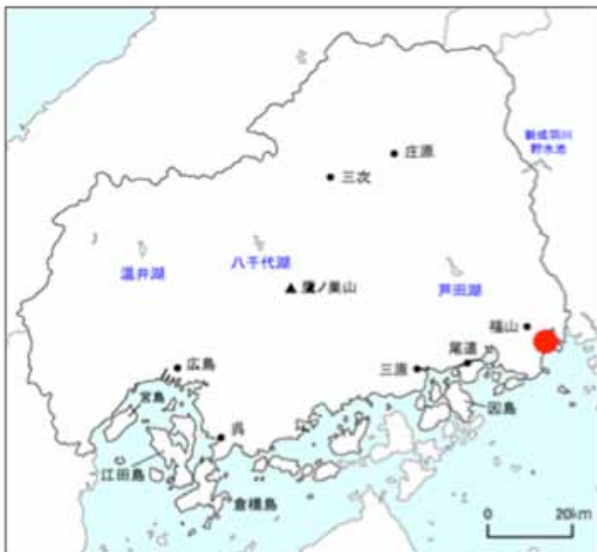


図1 鞆の浦の位置

(赤く示した場所が鞆の浦)



写真1 鞆の浦の港湾施設

出典：「鞆の浦の文化遺産を保存しよう」より掲載

海援隊を率いて乗り込んだ「いろは丸」は瀬戸内海で紀州藩の明光丸と衝突。事故の責任を巡って紀州藩と龍馬の談判が行われた場所でもある。龍馬が宿泊したとされる宿も現存する。

3. 鞆の浦埋め立て架橋計画

港の兩岸を埋め立てて橋によって結び、同時に近代的港湾施設や公園などを整備する。

計画の背景：鞆の浦周辺地域の道路幅は江戸時代より継承。道幅が狭く車の円滑な通行を妨げている

4. 景観をめぐる対立

4-1 反対派

- ・歴史的景観の保全
- ・宮崎駿監督など著名な文化人や研究者が反対派に名乗りをあげる
- ・「崖の上のポニョ」の舞台になったことなどから、全国からも反対派運動に加わる

4-2 賛成派

- ・交通の利便性



写真2 鞆の浦埋め立て架橋計画

資料：YAHOO 地図より作成

- ・地元住民の過半数が計画を支持
- ・賛成派の中でも歴史的景観の保存のため、山側にトンネルを通す案を提案する団体もある

5. 論争の経緯

1983年 鞆の浦埋め立て架橋計画発案

2003年 歴史的町並みとの調和を図るとして、埋め立て部分を縮小するなど譲歩案を何回か提出するが反対派の賛同を得られず、計画は事実上凍結

2004年 計画推進派の市長が当選したことにより、計画再浮上

2007年 地元住民163人が原告となり広島地裁へ埋め立て免許仮差し止め訴訟を提訴

2009年 広島地裁は原告の景観利益を認め、免許仮差し止めを命令。被告の広島県は高裁に控訴

6. 論争のポイントと問い

- ・良好な景観がもたらす景観利益とは何か
- ・埋め立て・架橋工事により、住民らが鞆の浦の良好な景観の恩恵を受ける権益が損なわれるか
- ・事業によって交通の利便性が図られ、観光客用の駐車場などが整備されることで得られる権益が、景観を損なう不利益を大きく上回るといえるか
- ・埋め立て免許が出されると回復不可能な重大な損害が生じる恐れがあるか
 - 町並み保存か？開発推進か？それとも山側トンネル案のような他の案があるか？

主な参考文献

窪田亜矢 (2007)：鞆の浦埋立架橋計画をめぐる考察--風景を破壊する「公共事業」. 環境と公害, 37 (2), pp.47 - 53.

鞆の浦の文化遺産を保存しよう [HTTP://WWW.SAWASEN.JP/TOMONOURA/TOMONOURA/](http://www.sawasen.jp/tomonoura/tomonoura/) (最終確認日：2010年2月16日)

鞆よ！ASAHL.COM：マイタウン広島—鞆の浦埋め立て架橋問題のニュース集 [HTTP://MYTOWN.ASAHL.COM/HIROSHIMA/NEWSLIST.PHP?D_ID=3500025](http://mytown.asahl.com/hiroshima/newslist.php?d_id=3500025) (最終確認日：2010年2月16日)

(上村亜紀子：社会科教育専攻地理学コース)

景観問題事例

4. 丸の内美観論争—東京海上ビルをめぐる—

1. はじめに

東京駅周辺の丸の内地区には、皇居が存在する。同時に現在では、多くの高層ビルもみられる。こうしたビル群はいまでこそ珍しくないが、丸の内地区の高層ビル建築をめぐる、かつて論争が起きた。それが「丸の内美観論争」であり、論争の対象となったのは東京海上火災の東京海上ビルであった。

2. 丸の内美観論争の概要

論争の発端は1966年、東京海上火災が旧ビルからの建替えとして30階建127Mのビル建設を申請したことにある。この申請に対して東京都は不許可という判断を下し、さらに条例による規制も図ろうとした（この時点では条例等の制定には至っていない）。都のこうした対応に対して、東京海上火災は都建築審査会に不服審査請求を申し立て、その結果、都の不許可は誤り

であるとされた。

この問題に対する国の対応は曖昧なものであった。当初建設省では東京海上ビル建設に肯定的であったのだが、一転して当時の首相の意向から建設相が特別美観地区などの立法措置を考えたいと発言するなど国の方針は明確でなかった。

建築審査会の審査結果後も都からはビル建設の許可は下りなかった。1970年、東京海上側が建物の高さを低くして建築を申請、これをきっかけに建設省、東京都から建設許可が下りることとなった。

1974年、東京海上ビルは当初の計画である30階建127Mを、25階建約100Mに変更して竣工した。東京海上ビルの100Mという高さは、その後のビル建設の基準になったともされている。

丸の内美観論争は美観論争の先駆けともされており、当時の新聞でも大きくとり上げられていたようだ。し



写真1 皇居外苑からみた丸の内

資料：HTTP://WWW.MARUNOUCHI-PHOTO.COM/)

中央付近の赤茶色のビルが東京海上ビルである。現在ではその高さに対する違和感はない。



写真2 現在の東京海上ビル（2009/12/24撮影）

かし、この美観論争は制度や法律の問題に終始しており、市民レベルでの議論や動きはあまりみられない。また、その後同様の論争も起こってはいない。こうしたことは、丸の内地区に居住者が少なく、身近な景観としては捉えられにくかったためだと考えられる。そうした中で、丸の内美観論争が注目されたのは、東京海上ビルが皇居前という特異な立地であったためかもしれない。

3. 丸の内美観論争のポイント

丸の内美観論争のポイントは2つある。

1つめは、建築基準法の改正という法律的な側面である。1963年の建築基準法改正以前は、建蔽率の規定と百尺（31m）の高さ制限により、軒高のそろった街並みが維持されていた。しかし、建築基準法改正によって建蔽率と高さ制限は撤廃され、代わりに容積率制度が導入された。容積率制度導入の目的は、土地を立体的に利用することで土地の有効活用、さらには都市化を促そうとするものであった。そのため、都市化や再開発に賛成する人々は東京海上ビルの建設を望んだ。一方で、丸の内地区の商店主など秩序立った街並みの維持を望む人々は、ビル建設に反対した。ちなみに、法改正に伴って立てられた東京海上ビルの建設計画自体に違法性はない。

2つめのポイントは、場所の特異性である。当時の佐藤首相が「国民感情に反する」と言ったように、皇居を見下ろすような高層建築は避けるべきだという意見が多かったようだ。ただし、こうした意見は皇居前という特異な条件からきており、景観そのものに直接

関係した議論ではないと考えられる。

4. 「問い」

「多くの人が利用する都市にとって、大切なものは何だと思いますか。」

丸の内美観論争では、利便性などを追求した都市化や開発の促進と、秩序だった街並みや景観の保護という2つの立場が対立していたと捉えることができる。丸の内地区のようなオフィス街は、住環境とは異なり、生徒の日常にとっては必ずしも身近なものではない。しかし、多くの人々が行き来し利用する場所である。そうした場所の発展と景観との関わりを知ることで、多くの人びとが集う都市の公共性について考えられるのではないだろうか。また、こうした観点であれば東京に限らず、地方（都市）についても応用できるだろう。生徒は、発展を追求する立場をとることもあるだろうし、職場環境としての景観を重視する考え方も出てくるかもしれない。また、丸の内地区などにも居住者はおおり、住民の立場になって考えることもできるだろう。こうした可能性を考えると、丸の内美観論争は様々な立場、考え方を提供する道徳の教材となり得るのではないだろうか。

主な参考資料

[HTTP://WWW.MARUNOUCHI-PHOTO.COM/](http://www.marunouchi-photo.com/)（写真）
各新聞など
[HTTP://SHOWA.MAINICHI.JP/](http://showa.mainichi.jp/)

（太田恵美：社会科教育専攻地理学コース）



写真3 お堀と東京海上ビル

（[HTTP://WWW.MARUNOUCHI-PHOTO.COM/](http://www.marunouchi-photo.com/)）
中央付近に赤茶色の東京海上ビルがみえる。

景観問題事例

5. 日本橋をめぐる景観論争－「伝統」か「近未来都市」か－

1. はじめに

日本橋は江戸時代に五街道の起点とされた有名な橋である。しかし、現在の日本橋の上には首都高速道路が走り、その二重構造を示す景観は、「悪い景観・醜い景観」とみなされることも多い。近年は、日本橋の再生を目的として首都高の撤去案、日本橋川の水辺空間の創生が提案されている。その一方で、日本橋の復元を疑問視する声もあり、日本橋の景観問題は、多角的な視点が必要とされる教材と考えられる。変化の激しい東京にあって、日本橋の景観もそれに伴って移り変わってきた。現在の私たちが考える「日本橋らしさ」を追究することは、景観論争を捉える上での重要な一歩と言えるだろう。

2. 対象とする景観「日本橋」

図1, 写真1～3を参照

3. 日本橋の歴史・立地・地域の特徴など

慶長8(1603)年 徳川家康の命により木製の橋が架けられる

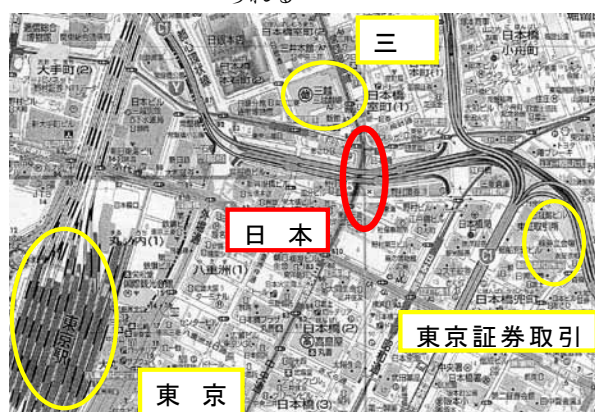


図1 日本橋の地理的位置

資料：『全東京道路』2001 昭文社 より部分転載



写真1 山一証券側からの日本橋の景観
2009年5月27日(水)撮影



写真2 高速道路の架かる日本橋
2009年5月27日(水)撮影



写真3 三越側からの日本橋の景観
2009年5月27日(水)撮影

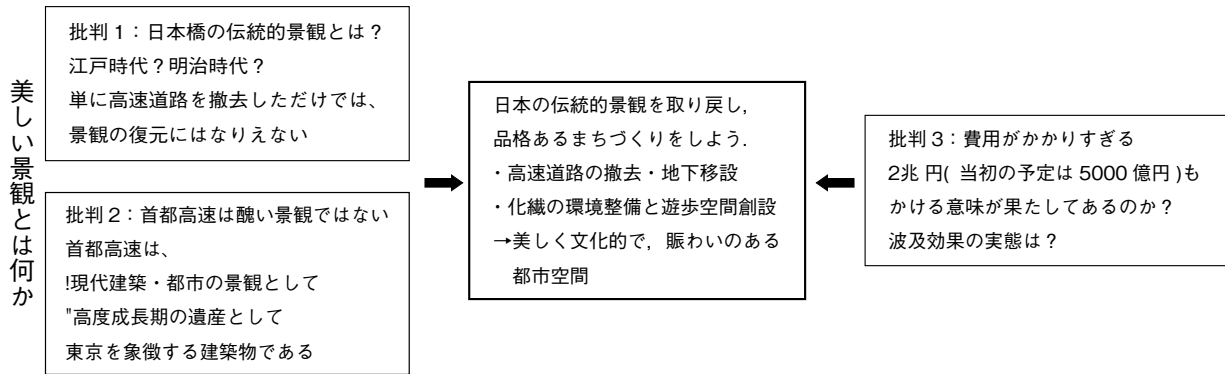


図2 日本橋をめぐる景観論争の構図

明治 44(1911)年 現在の19代目となる石製の橋が架けられる
昭和 38(1963)年 日本橋の上に首都高速都心環状線が開通

日本橋の周辺地域は、金融・商業・流通の中心地として近世から賑わいを見せた。近代においては、石製の日本橋は西洋化の象徴となり、関東大震災・戦災に見舞われながらも、発展する東京を特徴づける存在であり続けた。しかし、東京オリンピックの際に日本橋川の上に首都高速が架けられ、その景観は大きく変化することとなる。

日本橋地域は、現在も金融・経済の中心地である。近年、三井グループを中心に都市開発が進められており、日本橋の景観復元もその計画の一端に位置づけられている。古くからの老舗も多い。

3. 日本橋をめぐる景観論争…対立事項・論点

有識者(「日本橋川に空を取り戻す会」…首都高速の撤去と日本橋の景観復元)・政治家(小泉純一郎)

VS

研究者(建築学者等…日本橋の「景観復元」に懐疑的意見)・政治家(石原慎太郎)

※住民の意見不明



日本橋復元予定図

資料：日本橋川に空を取り戻す会 HP より転載

4. 問い

「日本橋らしさとは何か」／「あなたが考える日本橋の景観の美しさとは何か」／「あなたが残したい日本橋の景観は何か」など ……「美」には様々な見方がある－自分なりの「美」を考えてみる

主な参考文献

佐藤洋一ほか(2007)：『地図物語 あの日の日本橋』 武揚堂

五十嵐太郎(2006)：『美しい都市・醜い都市 現代景観論 中央公論新社

日本橋地区都市再生事業－「日本橋川に空を取り戻す会」[HTTP://WWW.NIHONBASHI-MICHIKAIJI.JP/](http://www.nihonbashi-michikaigi.jp/)

日本橋地域ルネッサンス100年計画委員会 [HTTP://WWW.NIHOMBASHI.COM/](http://www.nihombashi.com/)

(幸島侑美：社会科教育専攻社会科教育コース)

景観問題事例

6. イタリア文化会館外壁色彩問題

1. 景観の特徴

東京都千代田区の皇居周辺に2006年に建設されたイタリア文化会館。真っ赤な外壁が問題となった。

2. 景観をとりまく地域の特徴

皇居周辺は緑が多い(皇居内の公園、千鳥が淵 戦没者墓苑など)

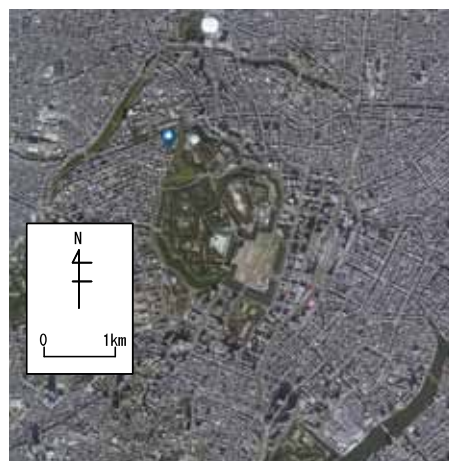


写真3 皇居周辺航空写真



写真1 イタリア文化会館(皇居側)
2010年1月24日, 筆者撮影



写真4
千鳥が淵戦没者墓苑
2010年1月24日, 筆者撮影



写真5
靖国神社
2010年1月24日, 筆者撮影



写真2 イタリア文化会館入口
2010年1月24日, 筆者撮影



写真6
三越側からの日本橋の景観
2009年5月27日(水)
撮影

は江戸以来の歴史的な建築物が存在する(靖国神社、江戸城天守閣跡など)

3. 景観をめぐる対立・論争

公共の色彩を考える会

1981年 (財)日本色彩研究所内に発足。同年、都バスの色彩改善を課題として活動し、都知事にその趣意を了解させ改善を約束させた。

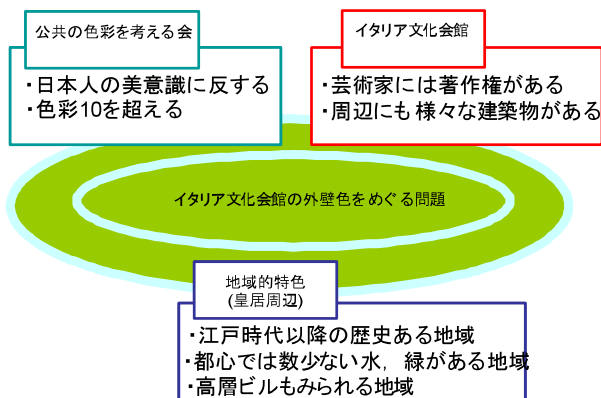
1982年 東京でシンポジウムを開催。以来各都市でシンポジウム開催。

1992年 任意団体として独立
 会員の構成(1996年) 会社役員、大学教授、財団法人幹部、公務員、主婦などで東京以外の人々も会員となっている

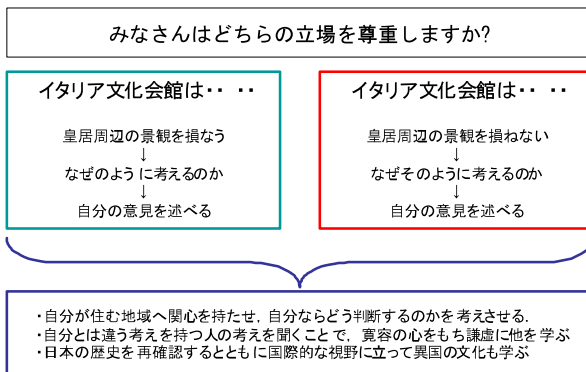
イタリア文化会館

2006年 イタリア人建築家ガエ・アウレンティが日本の赤をイメージして設計。ダレマ副首相兼外相「芸術家には著作権があり政府が色を塗り替えると圧力をかけることはできない」

4. 対立・論争のポイントとその背景



5. 「問い」



主な参考文献

公共の色彩を考える会(1996):『公共の色彩を考える』青娥書房, 199p.
 人文社編集部(2008):『切絵図で歩く江戸東京散歩』人文社, 128p.
 文部科学省(2009):『中学校学習指導要領解説道徳編』日本文教出版, 151p.
 呉市景観計画
[HTTP://WWW.CITY.KURE.HIROSHIMA.JP/~TOSIKEI/HP/KEIKAN/PDF/GAI3.PDF#SEARCH='色度10景観'](http://www.city.kure.hiroshima.jp/~tosikei/hp/keikan/pdf/gai3.pdf#search=色度10景観)
 公共の色彩を考える会 [HTTP://WWW.SGCPP.JP/](http://www.sgcpp.jp/)
 三菱地所設計 [HTTP://WWW.MJ-SEKKEI.COM/COMPANY/COLUMN/MAKING11.HTML](http://www.mj-sekkel.com/company/column/making11.html) (最終閲覧1月25日)

(永山淳一: 社会科教育専攻地理学コース)

IV 身近な環境問題－大学キャンパス内の自転車問題

1. はじめに

1.1 問題の所在

現在、東京学芸大学小金井キャンパスにおいて、自転車乗入禁止区域内への乗り入れが問題となっている。これは、身近な空間において、個々の学生の行為・行動の結果により生じる場所に関連する問題とみることができる。

本報告は、地理学の立場から「自転車乗入禁止区域内への乗り入れ問題」を素材とし、道徳教育教材開発の試みである。この取り組みでは、直接経験の可能空間に存在する、個々の学生の行為・行動の結果により生じる場所に関連する問題を題材とし、教員の側が地理的発想力を持ってそれを学習対象化し、学生が中学生水準で十分に活用できる地理的技能を使って考えられる道徳教育の教材開発をめざす。

世の中で起こるすべてのことは、「どこかで」という場所に関係して発生している。生活の中で起こる問題解決に地理的技能が重要な役割を果たすことは、既に知られている（オーデット・ルドウィグ、2002：地域研究委員会人文・経済地理と地域教育（地理教育を含む）分科会・地域研究委員会人類分科会、2007：スティーヴン・ジョンソン、2007）。ここでは、現実世界、いわゆる物理的な大学キャンパスを生活の場とする学生社会において、場所に関連する問題を素材とし、それを地理的技能－景観という手段や地図（またはGIS）－という手段によって問題を抽出する。この地理的技能による実世界の状況を把握する過程こそが重要であり、そこに道徳学習とつながるものがある。

東京学芸大学キャンパス内における「乗入禁止区域内への乗り入れ」に関する問題は次のようなものである。

東京学芸大学は、自転車の乗入禁止区域を示すキャン

パスマップを作成し、案内標識は学内を訪れる人にもわかるように設置されている。しかし、こうしたマップと標識がありながら、自転車乗り入れ区域に自転車が駐輪していたり、自転車が通りすぎたりする光景は、外部の人の目に、どのように認識されるのだろうか。大学内部の視点からみると、ルールを守らない学生が多いが、それは学生個々の問題であるかもしれない。一方、大学外部の眼でみると、ここに（この大学に）ルールを守らない社会が存在していると映る可能性がある。つまり、この大学における学生社会は「ルールを守らない社会」であるとステレオタイプ化するのに十分な根拠を与える可能性がある。さらには、本学の学生であるというだけで、「ルールを守らない社会」の一員とみなされ、大学の、というより、本学学生の評価を不等に下げるものになる。それはまた、意図せず、さまざまな不利益に結びつく可能性が潜んでいる問題である。情報化の進む現代社会における企業活動では、コンプライアンスが重要な意味をもつようになっている。「ルールを守れないような大学の学生は企業として採用したくない」。これはある教員が民間企業の人から聞いたという言葉である。それ故「乗入禁止区域内への乗り入れ」問題は、大学として解決すべき課題の1つとみることができる。

本報告は「東京学芸大学のキャンパスにおいて、乗入禁止区域内への自転車が乗り入れている状態」を地理的事象として把握し、教材開発を試みる。そのためにまず乗入禁止区域内の自転車の状況を把握し、そのうえで、学生の乗入禁止区域内への自転車の乗り入れに対する意識を把握する。

1-2 キャンパスルールとしての乗入禁止区域

東京学芸大学では、学生に対して自転車通学者を特別な許可なく認めている。学生は、通学手段として自

由に自転車を選択してよいが、決められた駐輪場に駐輪すること、乗入禁止区域に乗り入れないことなどの一定の学内ルールに従わなければならない。

このようなルールは、学則・諸規定ではなく、キャンパスルールと呼ばれるものにあたる。キャンパスルールとは、大学における教育・研究活動、日々の生活を送るうえで、学生として守るべきことが慣習化すべきことが記されたもので、本来学生の自主的判断と自覚によるものと位置づけられる。キャンパスルールは入学時に配布される『学生生活の手引き』に掲載されている。

自転車の乗入禁止区域は、『学生生活の手引き』による「通学について・自転車通学の項目」にある「学内自転車駐輪場及び乗入禁止区域」の図によって学生に周知されている(図1)。また、乗入禁止区域に乗り入れないことは、同項目のなかで、決められた駐輪場に必ず駐輪することとともに説明されている。この「乗入禁止区域」は、交通安全の観点から大学によって設けられたものであり、乗入禁止区域の入口に設置された看板の設置者は「東京学芸大学交通安全委員会」となっている。交通安全委員会は学内運営上の業務を分担する組織の1つであり、交通安全に関する事項を審議する委員会である。なお、現在、交通安全委員会は、委員会再編によって、独立した委員会ではなくなっている。

一般に、大学生活という場合、その主体は学生である。この乗入禁止区域は、「交通安全委員会」が設定した者であるが、基本的に学生生活の安全性を保ち、快適な空間を確保するためのものである。その「乗入禁止区

域」に自転車が乗り入れることは、学生にとっての安全・快適な環境が失われていることを意味している。乗入禁止区域への乗り入れ問題は、本来、生活主体である学生の実生活環境問題である。

1-3 調査内容

乗入禁止区域内への自転車の乗り入れ状態、その行為者である学生の認識等を把握するにあたって、現地観察と学生への聞き取り調査を実施した。現地観察では、乗入禁止区域およびその周辺の自転車の駐輪状況の把握、可能な範囲での乗入禁止区域内における自転車の行動の把握や場所の観察が含まれる。聞き取り調査は、社会科地理学教室に所属する3年生4名と4年生8名の協力を得た。

聞き取り調査の内容は2つに分けることができる。1つは、自転車通学の有無および自転車通学者の学内への乗り入れルートおよび駐輪場所、そして、「乗入禁止区域」の認識状況を調査票を用いながら把握した。また、乗入禁止区域に乗り入れているか否か、乗り入れている場合には乗り入れる場面、そして、乗入禁止区域や学内の自転車に関して感じていることを質問した。もう1つは、乗入禁止区域に関するルールに対する学生の意識を把握するためのものである。ここでは『「乗入禁止区域」に自転車を乗り入れないのは、マナーかモラルか』をテーマして設定し、4年生5名に話し合ってもらった。

なお、聞き取り調査によって得た内容の確認作業としての現地観察を行った。

2. 乗入禁止区域内における自転車の状況

— 乗入禁止区域内で何が起きているのか? —

2-1 乗入禁止区域内およびその周辺における

自転車の駐輪状況

乗入禁止区域内における自転車の駐輪場所のうち、学生の自転車の駐輪によって、問題が発生している箇所が数カ所ある。それは講義棟東側の通りおよび乗入禁止区域内に非公式の駐輪スペースが生じる問題である。

こうした現況に対し、4年生は過去との比較から「今年度は例年以上に乗り入れが多い」と発言し、さらに、講義棟東側の通りや生協前の駐輪発生箇所について「自転車が通行の妨げになっている」と指摘する学生がい



図1 学内自転車駐輪場及び乗入禁止区域

る。一方で、「乗入禁止区域にこれだけ乗り入れている状態では、もうルールとしての意味はない」とみなす学生もいる。

ところで乗入禁止区域外にある駐輪場では、駐輪スペースが残っていない駐輪場がみられる一方で、北門にある総合グラウンド東側の駐輪場をはじめとして、余裕のある駐輪スペースもある。また、これらの駐輪場は自転車整理員の手によって自転車が整然と並べられ、効率よく駐輪場を使える状態にある。少なくとも調査時点において、駐輪場が十分であるとは判断できないものの、駐輪場が不足しているという状況にはない。

2-2 乗入禁止区域における自転車の乗り方

乗入禁止区域の自転車の状況を把握するには、駐輪する自転車だけではなく、乗り入れる自転車の状況にも注目する必要がある。

乗入禁止区域内に自転車を乗り入れる学生には、その是非はともかくとして、徐行をするといった一定のマナーを守る学生もいる。なかには、乗入禁止区域に入る際に自転車を降りる学生や、乗入禁止区域外に出るまで自転車に乗らずに、押して移動する学生も見受けられた。ただし、乗入禁止の看板の前で躊躇することなく乗り入れる自転車の方が多い。また、乗入禁止区域でも、スピードを出して通過する自転車もみられる。そして、そこが乗入禁止区域であるか否かにかかわらず、乗り方それ自体のマナーに疑問のある自転車が見受けられた。

乗り方それ自体に問題のある自転車として挙げられるものは、二人乗りの自転車、携帯電話をかけながらの運転する自転車である。このうち、複数回目撃する機会があったものは、二人乗り自転車である。学生への聞き取り調査では、二人乗りの自転車に対して「あまり見たことがない」・「学生はやらないのではないかと認識し、調査協力者の中にもやったことがあるという学生はいなかった。一方で、「公道ではないからやっても問題ないのではないかと」という意見が出された。ただし、公道で危険性を伴うと考えられているものが、キャンパス内でならそれより危険性が低下するという根拠はない。このような意見をもつ学生でも、もし、学内で二人乗りをしたことを理由に指導を受けた場合、「受け入れるしかない」と考えている。すなわち、二人乗りをすることは、反省すべき行為に位置づけている。

同じく目撃頻度は少ないものの、歩行者通行量が多い時間帯に、道幅の狭い建物間の通りを併走する自転車もみられた。学生の1人は、迷惑に思う自転車の乗り方として、「友人同士で話しをしながら併走する自転車」を挙げている。

乗入禁止区域を通過する自転車のうち、複数の学生が「非常識である」と感じている乗り方がある。それが、講義棟内（吹き抜け部分）の自転車による通り抜けである。「建物内を走る自転車にベル鳴らされ、腹立たしく思った」という経験を語る学生もいる。

2-3 乗入禁止区域内の自転車問題

上述のことから、現在、乗入禁止区域内への駐輪ばかりでなく、各種の自転車問題が発生している状況にある。そこで、各場所の特性に対応した状況を見ることにする。それは学生がその場所に乗り入れたり、駐輪したりするそれなりの理由があると考えられるからである。一方、管理側としての大学は、乗入禁止区域はあくまでも乗入禁止区域であり、乗入禁止区域にいかにも乗り入れさせないかの対策は講じることができるとは思われず、駐輪問題が複雑化することになる。

1つめの地点は、建物内への乗り入れがある講義棟である。この建物は、吹き抜けのあるホールを取り囲むように教室が配置される構造であり、棟と棟との間を繋ぐ開放的な廊下、建物入口に扉はないか、扉がある場合でも常時開放されるなど、開放性の高い構造となっている。このため、心理的には自転車を乗り入れやすい空間とみることができるとくにN棟は、バリアフリー化されており、自転車での乗り入れもほかの棟よりも容易である。また、エントランス広場と講義棟1Fのフロアは連続し、進入しやすい状況にある。

2つめの地点は生協前である。生協前の広場では、昼休み中、中央部ではサークルの催しや献血などのイベントが催され、周囲では自動車学校の勧誘をはじめ、各種のブースが設けられる。このため、昼休みの時間に、生協への出入口付近において、駐輪可能な箇所はきわめて限定的である。駐輪対策のために置かれた「駐輪禁止」のポールのある位置がその駐輪可能なポイントであり、駐輪禁止のポールのあるところが対象とされている。個々の自転車は用事が終了するまでの限られ

た時間の駐輪であるが、常時4～6台の駐輪が継続する状況となっている。また、昼休みのように、人が集中する時間に駐輪自転車台数も増えることになり、潜在的には多数の学生の学生にとって「通行の妨げになる」状態となっている。

3つめの地点は、事務室のある人文科学研究棟であり、調査時点では、大学指定の喫煙場所の1つとなっていた。事務室があるため荷物を搬入する車両の出入りや教員による荷物の搬入・搬出も多い。そのため駐輪する自転車がしばしば荷物搬入上の障害となっている場所である。研究棟玄関の前は、駐輪を防ぐためか、プリンターが置かれ、その間に駐輪禁止のポールが2本立てられている。また、玄関が外開き扉であるため、足ふきマットは階段下に置かれ、ゴミ箱が設置されている。このため、自転車の駐輪できるポイントは、スロープへの通路として確保されている空間に集中することになり、それが荷物の搬入を妨げる結果となっている。ここは研究棟を利用する教職員側によって自転車が通行を妨げていると認識されることはあるが、今回調査をしたこの建物に出入する学生9名からの指摘はなく、立場が異なる学生が荷物搬入時の通行の妨げを認識することは難しいようである。

喫煙コーナーに立ち寄る学生にとってこの場所は、短時間・一時的駐輪であり、講義棟東側の非公式駐輪スペースから喫煙コーナーへ、喫煙コーナーから生協前へ、あるいはキャッシュコーナー脇へと立ち寄る通過的な駐輪である。「楽」（というより横着？）を優先させた結果、決められた駐輪場に止めるということも、乗入禁止区域に取り入れられないというルールもいずれも守られていない場所となっている。

このように乗入禁止区域内への自転車乗り入れは、その場所によって問題発生の様相が異なり、一律的な対策では解決できない状況にある。

3. 乗入禁止区域に対する学生の認識

3-1 乗入禁止区域の現況と学生の認識

2009年度版の『学生生活の手引き』に掲載されている「学内自転車駐輪場及び乗入禁止区域」の地図（前掲図1）は、2005年度版『学生生活の手引き』から使われている。

この乗入禁止区域を学生はどのように認識しているのだろうか。まず、学生の乗入禁止区域の記入した

9名の状況を見る。乗入禁止区域を面的な領域として認識している学生は少数であり、自分の知っている箇所について、そこが乗入禁止が否かを回答したものが多いため、当然のことであるがよく知らない場所やあまり行かない箇所への言及はない。なお、「学内自転車駐輪場及び乗入禁止区域」の地図上では学生掲示板周辺も乗入禁止区域となっているが、そこを乗入禁止区域と認識している学生はいなかった。

現況の乗入禁止区域内のうち、学生が共通して言及した生協前広場、建物間の通り、講義棟東側の通りの3箇所について、乗入禁止区域か否かの判定状況を見ると、以下のような状況である。

まず、1名は乗入禁止区域が存在することを知らないと答え、残りの8名全員が乗入禁止区域としたのは生協前であった。生協前を乗入禁止区域とした学生のうち、1名は生協前だけを乗入禁止区域とし、残りの7名は、建物間の通りのあるところは乗入禁止区域に含めている。一方、乗入禁止区域内でありながら、非公式の駐輪スペースが出現している講義棟東側の通りについては、5名が乗入禁止区域とし、残りの3名は乗入禁止区域ではないとした。

乗入禁止区域を明快に回答した学生のうち3名は、乗入禁止の案内看板の設置箇所を先に記入しており、学生にとって乗入禁止区域を認識する手がかりは、区域の進入口に立てられている看板である。一方で、講義棟東側の通りを乗入禁止区域外としている学生が複数おり、乗り入れ禁止であっても経常的な乗り入れ・駐輪の状況が、乗入禁止区域か否かの判断の手がかりになっている。すなわち、乗入禁止区域への乗り入れが経常化すると、そこは乗入禁止区域ではないと誤認する認識が生じているのである。

3名の学生は、それぞれ1箇所ずつ合計3箇所について、現況の乗入禁止区域以外に乗入禁止区域があると言及した。現地調査の結果、このうち2箇所は自動車・オートバイの進入防止柵の設置やプリンター等の設置箇所にあたり、その区間を自転車の乗入禁止区域であると誤認したものと推定できる。残りの1箇所については、駐輪禁止対策の一環として関係者が設置した乗入禁止標識の設置箇所となっている。

3-2 通常時における自転車通学者の通学ルート

自転車通学の学生に対し、よく使う駐輪場所とそこへの進入ルートを記入してもらった。これによれば、



写真1 乗り入れ禁止区域（講義棟東側の通り）
2009年12月18日撮影

通常、学生は決められた駐輪場を利用している。このことから、調査協力学生においては、基本的にルールを守っているとみることができる。

前項で、乗入禁止区域を知らないとした学生の乗り入れルートは、学内工事の実施に伴い、大学が推奨した自転車のルートのおりに通学している。少なくとも推奨されたルートを通して駐輪場に止める限り、「乗入禁止区域」に入ることはない。また、学内での移動は、徒歩のことが多く、乗り入れ区域に乗り入れる状況は生じない。また、この学生が自転車で通るルート上では、「自転車乗入禁止」の標識をみることがなく、「乗入禁止区域があることを知らない」という認識に影響している可能性がある。

3.3 乗入禁止区域内の通過問題

調査協力者の学生は、通学時には、決められた駐輪場に駐輪し、乗入禁止区域に乗り入れることは基本的にはなかった。しかしながら、通学後の学内での移動において、また、通学時とは異なる門を利用する場合に、しばしばマナー違反であることを承知で、乗入禁止区域へ乗り入れている。

何人かの学生は「もし、正門ではなく、北門から通学しているなら、もっとマナー違反を犯しているかもしれない」と言及した。実際、乗入禁止区域に乗り入れているというマナー違反をしていることに具体的に言及した学生は、いずれも通学に北門を利用している学生であった。

そのなかの1名は、講義が多かった頃に「講義が終わって、友人同士で学外に自転車で昼食を食べに行くようなとき」に、乗入禁止区域の北側から正門へ行くルートにおいて、講義棟東側の通りを通過することがあったという。また、複数の学生が「学生掲示板周辺

が乗入禁止区域であるとすれば、講義棟西側駐輪場から図書館への移動が不便である」と指摘した。これは自転車で学内を移動する場合、「近道」をしようとするのが、乗入禁止区域への乗り入れたくなることに関係している。

なお、複数の学生が、乗入禁止区域の北側から正門側に行く場合に、乗入禁止区域中央付近を南北方向において最短で繋ぐ講義棟東側の通りをマナー違反を承知で通る可能性に言及している。学生の中には、決められた駐輪場を利用しているものの、「乗入禁止区域に駐輪はしないが通過はする」という人もいる。さらに、「罰則があるなら、乗入禁止区域い乗り入れないが、現行では乗り入れ区域に乗り入れても罰則がない」と指摘した。このような学生は、「なぜ、乗入禁止区域が存在するのか」という点に疑問を持っており、それに対する答えがみつけれないことが、罰則の有無によってルールを守るか守らないかの判断基準になっていると考えられる。

このような学生は、マナー違反を犯す際、「マナー違反をしてもモラルに反する行為はしていない」、「他人に迷惑はかけていない」と言及し、必要な注意と状況判断をして、マナーよりも自己のモラルを優先して行動していることが伺える。大学キャンパス内では、学生である個人の行動ではなく、キャンパスの一員として共生することが重要である。学生が個々の判断にしたがってマナー違反を犯していれば、秩序は生まれない。さらに「乗入禁止区域」に出現するはずの、キャンパスにおける安全で快適なスペースは確保されることはない。「なぜ、乗入禁止区域が存在するのか」への答えは、「乗入禁止区域に乗り入れない」ルールを理解する際に必要である。また、ルールを守ろうとする学生も、「なぜ、乗入禁止区域が存在するのか、そこまで考えたことはなかった」のであって、理解をしているというわけではない。

今回の調査では、講義中心の生活をしている1・2年生の状況は把握できていない。ただし、講義中心の生活を次のように想定できる。乗り入れ禁止区域を自転車を押して入るなどのマナーを守る学生は、それが禁止であることを承知のうえで駐輪をしている可能性がある。このような学生の多くの場合、授業開始時間の際に大学に到着するという状況になったときの選択という時の判断であり、それは時間的マナー違反を選択するのか、空間的マナー違反を選択するのかとい

う問題に迫られている。具体的には講義棟東側の通りに駐輪して空間的マナー違反をし、時間的マナーを守るという選択をしているのである。

以上、自転車駐輪問題を道徳教材の開発という目的から、ルールを守らない学生の認識や行動をみてきた。しかし、日頃からルールを守ろうとする学生やマナー違反のないように心がける学生が乗入禁止区域を通る場合についても検討が必要である。

通学に北門を利用する女子学生の中には、昼間はルールを守っても、夜は乗入禁止区域を通りたいという切実な思いを持っている。これは学生自身がマナー違反を承知のうえで行動を起こす「近道」とはやや性格が異なる。北門は20時に施錠されるため、帰りはリスク回避の点から学生センターの脇を通って守衛所のある正門から帰るということにある。通常時はルールを守っている学生にとって、「ペナルティを伴うようなルールでないのがよくない」と指摘する学生に対応して、「乗入禁止区域への乗り入れ」がペナルティを伴うルールとなることは、受け入れ難いことのようにである。

ルールを守ろうとする学生やマナー違反をしないよう心がける学生は、モラルについて考えてみる機会があまりないのか、「マナー違反をしてもモラルに反する行為はしていない」と乗入禁止区域への乗り入れを正当化しようとした学生への反論ができなかった。乗り入れ区域内に乗り入れることがマナー違反になるからといって、乗り入れないことが人としてのモラルに反する行動になる場合にはどのようなケースがあるだろうか。夜に講義棟東側の通りを通ることができ、一方で通り抜け時における無謀な自転車運転を防ぐため乗入禁止区域のルールとするにはどうすればよいだろうか。ルールを守ってさえすれなよという学生やルールを守ることがマナーと考えている学生への対応も検討する必要がある。

4. 教材化の構想

以上のような状況を認識した上で道徳学習教材の開発視点を考えてみたい。

最初に、「自転車の乗り方マナー－他人にはどのようにみえるのか－」を取り上げる。学生は、二人乗り、建物内への乗り入れ、人通りの多いところでは自転車を降りるなど、自転車の乗り方それ自体のマナーに対する良し悪しを的確に判断し、コメントすることがで



写真2 この乗り方はマナー違反をしていますか？

きる。少数の学生は、わかりやすいマナー違反でも「気の緩みから、つい」マナー違反をすることがある。自転車の乗り方を個別に提示して、その乗り方に個々の学生がどのような判断をするのかを相互に共有することができれば、乗り方のマナーを確認したり、周囲の反応をみて、乗り方に対する規範意識を高めたりすることが可能になる。乗入禁止区域への乗り入れは、自転車の乗り方へのマナーに関心が及んだところで、取り上げるのがよい。ただし、乗り入れ禁止区域への乗り入れは、軽視される傾向にあることから、乗入禁止区域への乗り入れはルールに違反しており、自転車の乗り方としてマナー違反であることの確認にとどめるのがよいと考える。

具体的な教材としては、加工した写真画像の利用を考えている。なお、自転車の乗り方は、自転車ではなく、運転している人に焦点があたるため、実際の写真を使うことは難しく、教材作成を目的として写真を撮影した上で、人物部分をシルエットにするなど、なんらかの加工が必要である。また、どのような場所であつてもマナー違反となる乗り方それ自体に問題があるものと、乗入禁止区域への乗り入れのように自転車の乗り方に問題がなくても場所や状況によってマナー違反であるものがあり、背景写真の入れ替えや加工によって、自転車の乗り方のマナーには、乗り方それ自体が適切であればよいというわけではないことが考えられるようにする。

次に、「乗入禁止区域になぜ乗り入れてはいけないのか」。この問いの答えを導くには、「なぜ乗入禁止区域が存在するのか」を先に取り上げる必要がある。そのため、地図の読図を通じて、「なぜ乗入禁止区域が存在するのか」を読み解くことのできる地図作業教材を作成する。その主要な資料となるものが「学内

自転車駐輪場及び乗入禁止区域」である。地図作成にあたって乗入禁止区域記入する必要があることから、「学内自転車駐輪場及び乗入禁止区域」の作成主体は、なんらかの意図があって地図にみられる乗入禁止区域を設定したと考えられ、読み取りに使うのに適している。また、学内の建物ごとの機能分類が明確な「小金井地区建物配置図」、学生掲示板の設置場所などの地図情報も地図作業教材に利用する。

そのうえで、「乗入禁止区域になぜ乗り入れてはいけないのか」の問いについて考えさせる。答えを導くには、大学キャンパスを少なくとも学生社会にとっての共生の場・共有スペースという意識形成が必要である。また、大学キャンパスは、学生のためだけにあるのではないことから、どの社会集団の一員として、あるいはどのような社会的属性をもつ個人としての理解をめざすのが妥当であるのか、検討の余地がある。最後に、「どのようにすれば、自分たちは乗入禁止区域に乗り入れないのか」の具体的対策を検討する。ここでは、「乗り入れないための案内表示」、「乗り入れないための日頃の工夫」、「乗り入れないための個人の心構え」の3つに分けて考えてみる。

第1の案内表示がどのようになっているかなければ望ましいかを検討し、大学に提案するといった学生の主体的活動が考えられよう。とくに、「自転車のルールに関する案内表示がわかりにくいために、乗入禁止区域への乗り入れや駐輪すべきでないところの駐輪している現状を改善するには何を調べるのがよいか」など、学生にとっての課題設定を最初に明確にすることがポイントになる。具体的な活動内容としては、地理的な調査として、標識の種類とその分布状況や、標識の設置されている場所の状況を把握し、その上で改善案を提案する活動が考えられる。案内表示のいくつかは、わかりにくいという批判的立場に立つのではなく、自分たちが起こしてしまった問題に対して、対処してしている人に、わかりやすい案内・標識がどのようなものであるかを、学外のさまざまなところの案内・標識を参考にすることも考えられる。その場合、どのような場所でどのようなマナーが必要であるか、なぜ、その場所でそのマナーが必要であるかを観察することも考えられよう。

第2の日頃の工夫については、日頃遭遇するマナー違反をしてしまいそうな場面で、どのようにすればよいのか、あるいは、よかったのかを考え、具体的な対

応を検討する教材の作成は可能であろう。それには、学生がマナー違反を承知で乗り入れた実際の場面が少しでもわかる必要がある。

第3の心構えの問題は個々の学生が持つべき行動規範に関わるものである。人間としての一般的な弱さである「近道」をしようとすることや「楽」をしようすることをどのように考えるかの問題である。本学の自転車問題は、自転車整理員の存在によって、ある意味で隠されている面がある、それを顕在化させるための課題として「本学では自転車通学の自由が認められているが、学内の自転車駐輪の秩序がどのように保たれているのか、どのように保たれていないのか」をテーマとした取り組みが考えられる。

5. おわりに

以上、乗り入れ禁止区域への自転車乗り入れ問題の解決や改善を促す道徳教育教材の可能性について検討した。現実的課題としての乗り入れ禁止区域への自転車乗り入れを解決することは難しいが、少なくとも学内キャンパスにおける駐輪問題がキャンパスの安全・共生という視点から、ルールとマナーを考える教材となり得ることは明らかである。駐輪問題は学生の実際の行動とメンタルマップ、そしてルールを可視化する造形物の配置、キャンパス構造と複雑に絡み合っている。それを順序よく学習することによって問題を顕在化し、意識させることが教材化であると考えられる。今後、具体的な授業案を作成することが課題である。

謝辞

本稿作成にあたり、ご多忙のなか、資料収集の際、施設課、学務課厚生係にご協力をいただいた。また、社会科地理学教室の3年生・4年生に調査と協力いただき、話し合いにも参加してもらった。以上記して感謝いたします。

参考文献等

- オーデット R, ルドウィグ, G 著, 岡部篤行・鈴木厚志・黒岩朋子訳 (2002) GIS で環境学習—都市環境・野生生物・汚染物質— 古今書院 GIS IN SCHOOLS
- ステイーヴン・ジョンソン著, 矢野真千子 (2007) 『感染地図—歴史を変えた未知の病原体—』河出書房新社, 地域研究委員会人文・経済地理と地域教育 (地理教育を含む) 分科会・地域研究委員会人類分科会 (2007) 『現代の課題を切り拓く地理教育』(日本学術会議対外報告),

[HTTP://WWW.CAS.GO.JP/JP/SEISAKU/GIS-SANGAKUKAN/DAI2/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gis-sangakukan/dai2/)

SIRYOU4_3.PDF(閲覧)

文部科学省 (2008) : 『中学校学習指導要領—社会編—』 日本文教出版

文部科学省 (2008) : 『中学校指導要領解説—道徳編—』 日本文教出版

若林芳樹 (2008) : 地理空間の認識とオントロジー, 村山祐司・柴崎亮介編 『GISの理論』 朝倉書店,

村山祐司・柴崎亮介編 (2009) : 『生活・文化のためのGIS』 朝倉書店

(中村康子 : 東京学芸大学地理学分野)

社会科地理的分野の特性をいかした中学校・道徳教育のプログラムと教材開発

プロジェクトメンバー

- 上野和彦 UENO KAZUHIKO (東京学芸大学人文科学講座地理学分野 教授)
椿真智子 TSUBAKI MACHIKO (東京学芸大学人文科学講座地理学分野 准教授)
中村康子 NAKAMURA YASUKO (東京学芸大学人文科学講座地理学分野 講師)
鈴木雄治 SUZUKI YUJI (東京学芸大学附属竹早中学校 教諭)

研究協力者

- 石井貴裕 ISHII Takahiro (東京学芸大学大学院社会科教育専攻地理学コース)
太田恵美 OHTA Emi (東京学芸大学大学院社会科教育専攻地理学コース)
上村亜紀子 KAMIMURA AKIKO (東京学芸大学大学院社会科教育専攻地理学コース)
幸島侑美 KOJIMA HIROMI (東京学芸大学大学院社会科教育専攻社会科教育コース)
永山淳一 NAGAYAMA JUNICH (東京学芸大学大学院社会科教育専攻地理学コース)
又吉祥一郎 MATAYOSHI Shoichiro (東京学芸大学大学院社会科教育専攻地理学コース)

-
- 発行日 2010年3月31日
発行者 東京学芸大学人文科学講座 地理学分野
上野和彦(プロジェクト代表)
〒184-8501 東京都小金井市貫井北町 4-1-1
TEL.042-329-7308
印刷所 有限会社サンプロセス
〒207-0012 東京都東大和市新堀 1-1435-29
TEL.042-561-8810(代) FAX.042-561-8813
-